

目的から探す！ 座間の行政ガイド インデックス



市役所業務案内..... p30

▶本庁舎各課の主な業務内容・電話番号、出張所を紹介

届け出・証明 p32

▶届け出、証明などを発行できる窓口▶第2・第4土曜日開庁▶戸籍に関する届け出
▶住所の異動に関する届け出▶印鑑登録▶証明書などの発行手数料▶マイナンバーカード
▶住民基本台帳カード(住基カード)▶電子申請

税・健康保険・年金 p36

▶主な税・使用料の納付先一覧▶市税▶国民健康保険▶国民年金

子育て・教育 p45

▶母子保健▶保育所・児童館・児童ホーム▶子育て支援▶教育

健康・福祉 p51

▶検診・予防接種▶健康相談▶市民健康センター▶高齢者▶障がい者
▶サニープレイス座間(総合福祉センター)▶大和斎場

生活環境..... p62

▶資源物とごみの収集▶不法投棄は犯罪です▶高齢者等戸別収集▶生活排水・し尿
▶上水道▶下水道▶道路▶緑化▶雨水浸透▶放置自転車▶市営自転車駐車場▶防犯
▶落書き消去活動支援▶電気自動車急速充電器
▶スマートハウス関連設備(住宅用太陽光発電など)▶住宅防音工事▶ペット(犬・猫)
▶ハチの巣駆除



広告

ASA (株)野村新聞店

朝日新聞のお申込みは下記 ASA まで

- ASA 新相武台 広野台 1-28-3 MAP②C-5
☎046-256-6177
- ASA 相模野 さがみ野 2-2-17 MAP⑥D-2
☎046-254-5491

記帳や決算のことでお困りではありませんか？

 一般社団法人 大和青色申告会へ
ご相談ください

記帳・決算の 会計ソフトの操作や
個別指導 源泉徴収・年末調整もサポート!!
専門家による無料相談、会員優待サービスも

まずはお気軽にお電話を！

☎046-262-5111

ホームページもご覧ください。 [大和青色](#) 検索 
大和市桜森 2-3-9 クリオ相模大塚壱番館 1F (エリアマップ①D-5)



市民サポート p71

▶市民活動・自治会 ▶自立サポート相談 ▶生活保護 ▶市営住宅 ▶産業・勤労者支援 ▶勤労者

公共施設 p73

▶教育・文化施設 ▶健康・福祉施設 ▶コミュニティ・市民交流施設 ▶スポーツ施設 ▶プール

相談 p77

▶消費生活センター ▶各種相談

広報・広聴・情報公開 p80

▶広報 ▶広聴 ▶情報公開・個人情報保護 ▶市民情報コーナー

寄附・募金 p81

市議会・選挙 p82

▶市議会 ▶選挙

にほんご・English・中文 p83

▶にほんご ▶English ▶中文

お役立ち情報

医療ガイド p86

▶座間市内病院・医院リスト ▶座間市内歯科リスト ▶座間市内薬局・薬店リスト

座間市エリアマップ p96

生活ガイド p108

▶商工会 ▶お通夜、葬儀の参列マナー



広告

武相総鎮護 座間神社

安産成就・初宮詣・七五三詣・厄除け・交通安全・病氣平癒、
地鎮祭・清祓・竣工式 その他のご祈祷についてもお問い合わせください
座間市座間 1-3437(エリアマップ③D-3) ☎046-251-0245
URL <http://zamajinja.or.jp> E-mail jinja@zamajinja.or.jp

永代 祈願 霊場 誕生 供養

弘法大師御誕生所 ☎046-266-0615

総本山 **善通寺** 関東別院
座間市相模が丘 4-73-26 (イオンモール座間の目の前のお寺です)



座間市役所 業務案内

市役所本庁舎 マップ④A-4

- 電話 ☎046-255-1111(代表)
 - 所在地 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
 - 開庁日・時間 月曜～金曜日(祝・休日と年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
- ※第2・第4土曜日の午前中も一部業務を行っています。

暮らしと環境 ※市外局番は全て「046」です

課名	電話番号	主な業務内容
戸籍住民課		
窓口係	252-8083	転入・転出届、住民票発行
戸籍係	252-8084	戸籍各種届
資源対策課		
資源対策係	252-7985	ごみの減量化対策
業務係	252-7659	廃棄物取扱事業者の許可
クリーンセンター	252-8724	可燃ごみ・資源・し尿・生活排水の収集・美化推進
粗大ごみ・草木類受付専用	252-7560	—
広聴人権課		
広聴相談係	252-8146	陳情・要望受付
	252-8218	弁護士相談などの予約・問い合わせ
	252-8495	市民相談
人権・男女共同参画係	252-8087	人権・平和、男女共同参画施策
	252-8483	女性相談(DV相談)
消費生活センター	252-8490	消費生活相談
市民協働課		
市民活動係	252-7966	市民参加の方策、協働事業、自治会、コミュニティセンター
交通防犯係	252-8158	交通安全、防犯、放置自転車
文書法制課		
情報公開係	252-8144	公文書管理、情報公開
法制係	252-8263	条例・規則などの審査
危機管理課		
危機管理・防災係	252-7395	災害対策、自主防災組織、防災行政無線
環境政策課		
環境政策係	252-7675	環境政策の企画・推進、省エネの推進
環境保全係	252-8214	公害防止、地下水の涵養(かんよう)・保全

健康・医療・福祉

課名	電話番号	主な業務内容
健康づくり課		
健康づくり係	252-7995	健康づくり施策の企画、健康講座
	252-8236	狂犬病予防、犬猫などの環境衛生
保健予防係	252-7225	予防接種・乳幼児健診・がん検診
ネウボラざまりん	252-7776	妊娠、出産、子育ての相談・情報提供
新型コロナウイルスワクチン接種推進課		
ワクチン接種推進係	252-8405	新型コロナウイルスワクチンの接種

スポーツ課		
振興係	252-8177	社会体育の普及
施設係	252-8162	社会体育施設・学校夜間照明
福祉長寿課		
福祉総務係	252-8247	福祉施策の総合調整
長寿係	252-7127	高齢者福祉、老人団体の育成
生活援護課		
経理係	252-7122	生活保護の経理・医療・介護
生活援護第1係・第2係・第3係	252-7125	生活保護の相談・申請・実施
自立サポート担当	252-8566	生活困窮に関する各種相談
介護保険課		
保険係	252-7719	介護保険料賦課徴収、保険給付
認定係	252-7538	要介護認定、要支援認定
事業者支援係	252-8077	居宅介護支援(ケアマネ)と地域密着型サービスについての相談
地域支援係	252-7084	介護予防、総合事業、地域包括支援センターについての相談
障がい福祉課		
障がい福祉係	252-7978	手当関係、障がい福祉の推進
障がい者支援係	252-7132	障害福祉サービス認定
医療課		
医療対策係	252-7295	救急医療、地域医療体制の整備
医療給付係	252-7213	小児医療・障害者医療・後期高齢者医療制度

子ども・子育て

課名	電話番号	主な業務内容
子ども政策課		
子ども政策係	252-8025	子ども・子育て支援事業計画、少子化対策
児童相談係	252-8026	児童相談、子育て支援センター
子ども育成課		
子ども育成係	252-7969	児童館、児童ホーム
児童支援係	252-7201	児童手当、ひとり親家庭への支援
保育課		
庶務施設係	252-8037	保育所の維持管理
保育係	252-7202	保育所の入所、幼稚園に関すること
青少年課		
青少年係	253-8415	青少年の教育および健全育成の推進
青少年相談室	256-0907	青少年相談

税金・保険・年金

課名	電話番号	主な業務内容
市民税課		
諸税係	252-8004	軽自動車税、法人市民税、仮ナンバーの貸し出し、原動機付自転車の標識交付
市民税係	252-8833	個人住民税の賦課
固定資産税課		
土地係	252-8043	土地の評価・賦課、諸証明
家屋係	252-8047	家屋の評価・賦課、償却資産の賦課
収納課		
収納対策係	252-8021	市税の収納、納税証明
整理係	252-8049	市税の納税相談
国保年金課		
国保係	252-7003	国民健康保険各種届、保険料の賦課
徴収係	252-8383	保険料の収納・納税相談
給付係	252-7672	医療費の支払い審査
年金係	252-7035	国民年金

広告

賃貸・管理・仲介・売買

有山エステート 株式会社

URL <https://www.ari-yama.jp> (Mail) estate@ari-yama.jp
 神奈川県知事免許(5)第23609号

座間市さがみ野2-7-18(エリアマップ⑥D-3)

☎254-9828 FAX256-2428

~キャラクターのいる生活を~

キャライフ ChaLIFE

キャライフ 検索 <https://chalife.jp/>

株式会社 ワキプリントピア 〒252-0815 神奈川県藤沢市石川6-26-19
TEL 0120-940-826



都市計画・建築

課名	電話番号	主な業務内容
都市計画課		
都市計画係	252-7376	都市計画の決定・変更
	252-8289	コミュニティバス運行・都市交通事務
市街地整備係	252-7325	市街地再開発事業・住居表示事務
公園緑政課		
緑政係	252-7221	都市公園等整備計画、緑地などの保全
施設係	252-7222	公園、広場、緑地などの維持管理
建築住宅課		
建築係	252-7027	市有建物の設計・監督
指導係	252-7396	建築確認、開発等事業、耐震相談
市営住宅係	252-7032	市営住宅の管理・運営

道路・水道・下水道

課名	電話番号	主な業務内容
道路課		
管理係	252-8564	道路の境界・占用・自費工事
整備係	252-8576	道路の計画・新設・改良
維持補修係	252-8574	道路、交通安全施設等の維持補修
経営総務課		
経営係	252-7480	水道事業・公共下水道事業の経営計画、財政計画
経理係	252-7513	水道事業会計・公共下水道事業会計の経理
料金係	252-8541	水道料金・下水道使用料の賦課、徴収
水道施設課		
管理係	252-7915	給水装置工事、開発行為の協議指導
	252-7509	水源・配水施設の運転管理、水質管理
工務係	252-7519	水道施設の設計・施工と維持管理
下水道施設課		
管理係	252-8587	下水道施設の維持管理、指定工事店などの届出
整備係	252-8629	公共下水道の整備

教育・文化

課名	電話番号	主な業務内容
教育総務課		
庶務経理係	252-8347	学校関係予算の執行管理
施設係	252-8375	学校施設の維持管理
学校教育課		
学務係	252-8739	児童生徒の就学・通学区域の設定、就学援助
保健給食係	252-8749	児童生徒の保健安全、学校給食
教育指導課		
指導係	252-8732	生徒指導、進路・就学相談、教育課程
教育研究所	252-8460	教職員の研修、教育相談、教育支援教室
生涯学習課		
生涯学習係	252-8472	市民大学、市民自主企画など講座開設
文化係	252-8476	市民芸術祭、文化団体の育成
市史文化財担当	252-8431	文化財保護、市史編さん
図書館	255-1211	図書館運営の企画・調査、資料の紹介・提供

消防

課名	電話番号	主な業務内容
消防総務課		
庶務係	256-2212	庁舎維持管理、消防出初式、消防表彰
警防課		
警防係	256-2412	消防水利、応援、各種計画
地域消防係	256-2412	消防団の訓練
予防課		
審査係	256-2213	危険物施設、消防設備の審査、各種届出
査察指導係	256-2187	予防査察、り災証明(火災関係)、防火管理者講習会
消防署		
消防管理課		
庶務係	256-2214	各署庶務、救急法などの訓練
指令係	256-2211	災害情報収集、各種統計事務
本署	256-2211	
東分署	256-2400	火災や風水害などの災害対応
北分署	253-2166	消防・救助・救急活動

その他

課名	電話番号	主な業務内容
市政戦略課		
市政戦略係	252-7961	シティプロモーション、ざまりん
広報戦略係	252-8321	広報紙の発行、ホームページの管理
渉外課		
交流・基地対策係	252-8035	国際・国内交流の推進、在日米軍基地の対応
秘書課	252-7544	市長・副市長の秘書、ほう賞・表彰
企画政策課		
企画政策係	252-8287	総合計画、行政評価
財政課	252-8404	予算編成・執行管理、財政計画
職員課		
人事研修係	252-7911	人事管理、職員採用試験
給与厚生係	252-7921	職員給与、福利厚生
財産管理課		
財産管理係	252-7801	庁舎・公用車維持管理、普通財産の管理
用地係	252-8626	公共用地の取得、未利用地の売却
契約検査課		
契約係	252-7071	入札、契約、入札参加業者登録
検査担当	252-7071	工事の検査
情報システム課		
情報システム係	252-7233	電子計算機の運用
情報企画係	252-8537	電子自治体
統計担当	252-8379	人口統計、統計調査
商工観光課	252-7604	商工業の振興、労働行政、観光の振興
農政課	252-7601	農業振興、市民農園管理、市民朝市
会計課	252-8012	公金の収入・支出事務
議会事務局	252-8872	議会運営
選挙管理委員会事務局	252-8481	選挙人名簿の調製・管理、選挙の執行
監査委員事務局	252-7059	財務監査、決算審査、出納検査
農業委員会事務局	252-7397	農地の保全・転用についての相談

出張所

名称	所在地	地図座標	電話番号
東出張所	ひばりが丘1-49-1	④D-4	259-1610
西出張所	入谷西2-53-34	③D-5	259-1620
南出張所	東原4-13-13	⑥D-2	259-1630
北出張所	相模が丘3-38-1	②C-4	259-1640

広告

新築・リフォーム等 お気軽にご相談ください!

一般建設業 神奈川県知事許可(般-31)第68793号

有限会社 **大塚建築**

座間市入谷西4-4-12(エリアマップ⑤E-2)

☎046-252-1177 FAX046-252-1166



届け出・証明

届け出、証明などを発行できる窓口

市役所（本庁舎） 戸籍住民課

●とき

月曜～金曜日（祝・休日を除く）午前8時30分～午後5時15分
※第2・第4土曜日については、33ページ参照。

📍出張所（市内4カ所）

東出張所	ひばりが丘1-49-1 （ひばりが丘コミュニティセンター内） マップ④D-4	☎046-259-1610
西出張所	入谷西2-53-34（市公民館内） マップ③D-5	☎046-259-1620
南出張所	東原4-13-13 （東原コミュニティセンター内） マップ⑥D-2	☎046-259-1630
北出張所	相模が丘3-38-1 （相模が丘コミュニティセンター内） マップ②C-4	☎046-259-1640

●とき

月曜～金曜日（祝・休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

●出張所で取り扱うことのできる手続き

- ・住民票の写しなどの交付
- ・戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、身分証明書などの交付
- ・印鑑登録証明書の交付
- ・年金などの現況届の証明
- ・住居表示証明書などの交付
- ・埋火葬許可証の発行
- ・土地・家屋の評価、所在、課税証明書などの交付
- ・課税・非課税証明書の交付
- ・納税証明書の交付
- ・市税、使用料、手数料などの収納（支払い）

※転入・転出届や出生届、婚姻届、印鑑登録、マイナンバーカードなどの手続きは出張所で行うことはできません。

担当 戸籍住民課 ☎046-252-8083 FAX 046-255-3550

住民票等コンビニ交付サービス

住民票の写しなどのコンビニ交付サービスを実施していません。

●交付できる証明書

本人および本人と同じ世帯の方の住民票の写し（最新の状態のもの）、本人の印鑑登録証明書、座間市に本籍がある本人または同一戸籍の方の現在の戸籍証明書（全部事項証明書、個人事項証明書、戸籍の附票）

●利用できる日

年末年始（12月29日～1月3日）およびメンテナンス日を除く毎日

●利用できる時間

午前6時30分～午後11時

●発行手数料

住民票の写し	1件 250円
印鑑登録証明書	1件 250円
戸籍全部事項証明書	1件 400円
戸籍個人事項証明書	1件 400円
戸籍の附票	1件 250円

※市の窓口で交付を受ける場合は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票は1件300円、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書は1件450円です。

●取扱店舗

マルチコピー機が設置されている全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン（本州および四国の店舗のみ）、クリエイトエス・ディー

●持ち物

利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードまたは多目的利用の機能を搭載した住民基本台帳カード
※住民基本台帳カードでは戸籍証明書は取得できません。

担当 戸籍住民課 ☎046-252-8083 FAX 046-255-3550

広告

暮らしの困りごと 行政書士に聞いてみよう!

相続手続・遺言書の作成支援 / 成年後見制度の相談 / 建設業・産業廃棄物処理業等 各種許認可申請手続 / 内容証明・契約書の作成

佐藤幸雄行政書士事務所 座間市南栗原 5-25-3 (エリアマップ⑥B-3)
TEL・FAX 046-253-9125

第2・第4土曜日開庁

●とき

毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午

●ところ

市役所(各出張所を除く)

受け付けを実施する手続きなど	担当
転入・転出・転居・戸籍の届け出、印鑑登録証明書・住民票の写し・戸籍関係証明書の交付請求、印鑑登録、マイナンバーカードの交付	戸籍住民課 ☎046-252-8083
児童手当の申請、児童扶養手当受給者の住所変更、児童ホームへの入所の申し込み、児童ホーム手数料の口座振替の申し込みなど	子ども育成課 ☎046-252-7201
保育所入所などの申し込み、保育料口座振替の申し込み	保育課 ☎046-252-7202
小児医療費助成、心身障害者医療費助成の対象者、後期高齢者医療制度の加入者の住所変更	医療課 ☎046-252-7213
国民健康保険の加入・喪失、加入者の住所変更、国民健康保険税の納付、口座振替の申し込み、国民年金への加入・免除の申し込み	国保年金課 ☎046-252-7003
母子健康手帳の交付、出生連絡票の受理など	子育て世代包括支援センター ネウボラざまりん ☎046-252-7776
納付：市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税(種別割)、法人市民税、口座振替の申し込み	収納課 ☎046-252-8021

※口座振替の申し込み可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、横浜銀行、きらぼし銀行、平塚信用金庫、ゆうちょ銀行です。

※必要書類など詳しくは、事前に電話で各担当にご確認ください。

※届け出の内容によっては、他市区町村などの行政機関への確認が必要なため、当日に届け出の処理をできない場合があります。

※市税の納付も取り扱っています(詳しくはP38「市税の納付方法」をご覧ください)。

戸籍に関する届け出

届け出の種類	届出期間	届出人	届出先	届け出に必要な物
出生届	生まれた日から14日以内※1	父または母	生まれた所、住所地または本籍地の市区町村	届出人の印、母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族または同居者	死亡した所、届出人の住所地、または死亡した人の本籍地の市区町村	届出人の印
婚姻届	任意	婚姻する二人	婚姻する二人のいずれかの住所地または本籍地の市区町村	二人の旧姓の印、戸籍全部事項証明書(届出地が本籍でない場合)、身分証明書(運転免許証など)
離婚届	任意(調停・審判・判決離婚は成立・確定した日から10日以内)	夫と妻(調停などによる離婚は申立人)	住所地または本籍地の市区町村	夫・妻それぞれの印、戸籍全部事項証明書(届出地が本籍でない場合)、身分証明書(運転免許証など) ▼調停などによる離婚の場合=申立人の印、調停調書・審判書・判決書の謄本と確定証明書(離婚の際に称していた氏を称する場合は、別途戸籍法第77条の2の届け出が必要)
転籍届	任意	戸籍の筆頭者と配偶者	住所地、現本籍地または新本籍地の市区町村	戸籍全部事項証明書、夫・妻それぞれの印

※1 14日目が土曜・日曜日、祝・休日の場合は、その翌開庁日まで。

担当 戸籍住民課 ☎046-252-8083 FAX 046-255-3550

広告

行政書士 大和市中

神奈川県行政書士会会員 よしひろ

行政書士野島誠寛事務所

行政書士 野島誠寛 業務内容：相続、遺言他個人法務、定款・議事録作成他会社法務、建設業・風俗営業他許認可手続

■大和市中1-7-34 (横浜地方務局大和出張所前)
 ■TEL:046-261-1017 ■FAX:046-263-5191
 ■E-mail:nojima-jimusho@bfletsf.bfortho.com
 お気軽にご相談下さい

至町田
相鉄線 大和駅
至横浜
小田急線 藤沢街道
大和警察署 大和法務局
野島事務所 至藤沢

住所の異動に関する届け出

届け出の種類	届出期間	届出人	届出先	届け出に必要な物
転入届(住所地となる市区町村外から移ってきたとき)	転入した日から14日以内	本人または世帯主	これからの住所地の市区町村	前住所地の市区町村で発行した転出証明書、届出人の印、届出人の本人確認ができる物(運転免許証など官公署発行の顔写真付きのもの1点または保険証と年金手帳など2点)
転出届(住所地の市区町村外へ移るとき)	転出する前日まで		これまでの住所地の市区町村	届出人の印、届出人の本人確認ができる物(運転免許証など官公署発行の顔写真付きのもの1点または保険証と年金手帳など2点)
転居届(住所地の市区町村内で移るとき)	転居した日から14日以内		住所地の市区町村	
世帯変更届(世帯主の変更、世帯の分離・合併)	変更を生じた日から14日以内		住所地の市区町村	

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書をお持ちの方は届け出に必要な物とともにお持ちください。

担当 戸籍住民課 ☎046-252-8083 FAX 046-255-3550

印鑑登録

登録できる方

市に住民登録をしている15歳以上の方(印鑑登録をする意思が確認できない方を除く)

登録方法

●免許証等身分証明書方式(即日登録可)

登録する印と官公署発行の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カードなど)を持参の上、本人が担当へ

●保証人方式(即日登録可)

登録する印と本人確認書類(保険証など2点)と印鑑登録等申請書の保証人欄に保証人が署名、押印(登録印)したものを持参の上、本人が担当へ

※保証人が市外在住の場合は、保証人の印鑑登録証明書を持参してください(交付後30日以内のもの)。

●文書照会方式(即日登録不可)

登録する印と窓口に来た人の本人確認書類(保険証など2点)を持参の上、本人または代理人(代理人の印および代理人選任届が必要)が担当へ、その後「照会書」を住所地に郵送しますので、必要事項を記入、押印した「回答書」と本人確認書類を持参の上、本人または代理人が再度担当へ

登録できない印

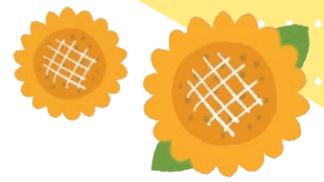
- ・同一世帯の方がすでに登録している印影
- ・1辺が8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形の中に印影が収まらない物
- ・氏名以外を表している物

- ・ゴム印など変形しやすい物
- ・外枠が4分の1以上欠けている物など

担当 戸籍住民課 ☎046-252-8083 FAX 046-255-3550

証明書などの発行手数料

種類		金額	
戸籍関係	戸籍	全部事項証明書(謄本)	450円
		個人事項証明書(抄本)	
	除籍	一部事項証明書	350円
		記載事項証明書(1件につき)	
住民票関係	除籍	全部事項証明書(謄本)	750円
		個人事項証明書(抄本)	
	住民票	一部事項証明書	450円
		記載事項証明書(1件につき)	
届け出の受理証明書		350円	
届書の記載事項証明書			
住民票関係	住民票(一部・全部)の写し		300円
	除票(一部・全部)の写し		
	記載事項証明書		
	戸籍の附票		
	住民票関係	住民基本台帳の一部写しの閲覧(一人を1件として1件につき)	1件~100件
101件~200件			
201件以上			500円
印鑑登録証明書		300円	
不在住不在籍証明書			
身分証明書			



コンビニエンスストアなどのマルチコピー機利用の場合

種類	金額
住民票(全部・一部)の写し	250円
印鑑登録証明書	250円
戸籍全部事項・戸籍個人事項証明書	400円
戸籍の附票	250円

※窓口に来た人の本人確認書類(運転免許証など官公署発行の顔写真付きのもの1点または、健康保険証および年金手帳など2点)が必要です。また、印鑑登録証明書の発行には本人確認書類の他に、印鑑登録証(印鑑登録証(手帳タイプ)、座間市民カード、または住民基本台帳カード)が必要です。

担当 戸籍住民課 ☎046-252-8083 FAX 046-255-3550

マイナンバーカード

マイナンバーカードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の顔写真などが表示されているICが付いたプラスチック製のカードです。

身分証明書としての利用や住民票の写しの広域交付、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機による住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書の発行、転入・転出の特例処理、公的個人認証サービス(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)が利用できます。

※有効期限など詳しくは、市ホームページをご覧ください。担当へお問い合わせください。

●署名用電子証明書

「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明することができます。インターネットなどで電子申請(e-Taxなど)をする際に利用します。

※15歳未満の方および成年被後見人は利用できません。

●利用者証明用電子証明書

「ログインなどをした者が、あなたであること」を証明することができます。

行政サイト(マイナポータルなど)へのログイン、コンビニ交付サービスなどに利用します。

担当 戸籍住民課 ☎046-252-8083 FAX 046-255-3550

住民基本台帳カード(住基カード)

住民基本台帳カード(以下、住基カード)の新規交付・更新・機能の追加および公的個人認証サービスは終了しました。すでに交付を受けた住基カードは、券面に記載された有効期限まで利用可能です。

※住基カードの有効期限前にマイナンバーカードに切り替えた

場合、住基カードは廃止の上、回収します。

担当 戸籍住民課 ☎046-252-8083 FAX 046-255-3550

電子申請

パソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して休日や夜間でも申請・届け出ができる電子申請システムを実施しています。

利用できる手続きは下表の通りです。また、講座・イベントの申し込みや職員採用、市民参加の手続きなどの利用については、最新の情報を市ホームページから確認してください。簡単・便利な電子申請システムをぜひご利用ください。

分類	手続き名
暮らし	行政情報公開請求
	住民票記載事項証明書(定型)交付申請
	住民票の写し交付申請
	特例転出届★
	印鑑登録証明書交付申請
	市営住宅長期不使用届
	水道使用開始届
	水道使用中止届
環境・衛生	給水装置用途変更届
	粗大ごみ収集申込
	し尿処理申込
	犬の死亡届
福祉・健康	犬の届出事項変更届
	救急医療情報キット利用申請書
	消防訓練実施計画書
消防・防災	消防訓練実施結果報告書
	講座・イベント
その他	市長への提案

※★印の手続きには、署名用電子証明書を搭載したマイナンバーカードとICカードの読み装置が必要です。

●URL

<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142166-u/>

●利用方法

市ホームページの「インターネットサービス」から「書式ダウンロード・電子申請」をクリック、「電子申請・届出」から「電子申請システム」をクリック、「e-kanagawa電子申請 座間市電子申請」をクリック

担当 情報システム課 ☎046-252-8537 FAX 046-255-3550



税・健康保険・年金

主な税・使用料の納付先一覧

税・使用料	該当ページ	問い合わせ先	納付先
個人住民税	37ページ	市民税課 ☎046-252-8833	市役所(1階金融機関派出所)、各出張所、取扱金融機関、コンビニエンスストア、ペイジーの利用できるATMやインターネットバンキング(法人市民税、個人住民税特別徴収分はコンビニエンスストア、ペイジーでの納付不可)
軽自動車税・法人市民税	37ページ	市民税課 ☎046-252-8004	
固定資産税・都市計画税	36ページ	固定資産税課 ☎046-252-8043	
国民健康保険税	42ページ～	国保年金課 ☎046-252-8383	
水道料金、下水道使用料	65ページ～	経営総務課 ☎046-252-8541	
し尿くみ取り料金	64ページ～	クリーンセンター ☎046-252-8724	市役所(1階金融機関派出所)、各出張所、取扱金融機関

※納付書を紛失した場合は、各問い合わせ先へご相談ください。

市税

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、土地、家屋、償却資産(これらを総称して固定資産と言います)を所有している方に、その固定資産の価格をもとに算定した税額を、市に納めていただく税金です。

都市計画税は、道路、公園、下水道の整備など都市計画事業に要する費用に充てるための目的税で、市街化区域内に所在する土地、家屋を課税対象として、その所有者に固定資産税と併せて納めていただく税金です。

評価替え

固定資産のうち土地と家屋は、地価や物価の変動に合わせ、3年に1度評価額の見直しを行います(基準年度は令和3年)。原則として2・3年目は新たな評価を行わず、基準年度の価格を据え置きます。詳しくは担当へお問い合わせください。

※新たに固定資産税の課税対象となった土地または家屋と土地の現況地目の変換や家屋の増減築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋は、新たに価格を決定します。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度

固定資産税の納税者が市内に所有する土地または家屋の価格(評価額)について、他の土地または家屋の価格と比較して適

正かどうか確認できる制度です。

●縦覧期間

4月1日～第1期納期限日(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

●対象

固定資産税の納税者と同居の親族、関係人(納税管理人)、代理人(委任状が必要)

●持ち物

運転免許証など本人の住所、氏名が確認できるもの

●手数料

無料

※土地だけを所有している場合は、家屋の縦覧はできません。また、家屋だけを所有している場合は、土地の縦覧はできません。

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税義務者や借地・借家人などの関係人が固定資産課税台帳を縦覧できる制度です。

●縦覧期間

4月1日以降(土曜・日曜日、祝・休日、12月29日～1月3日を除く)

●対象

固定資産税の納税義務者と同居の親族、関係人(納税管理人、借地人、借家人など)、代理人(委任状が必要)

広告

税理士事務所	エリアマップ3図 D-4
片野弓子税理士事務所	
相続、譲渡、会社設立等、税金のお悩みをお気軽にご相談ください。 女性税理士が丁寧にいたします。	
■座間市座間1-3095-1 カタノビル3F	
■TEL:046-266-5557	
■営業時間/9:30～17:30	
■定休日/土曜、日曜、祝日	



●持ち物

運転免許証など本人の住所・氏名を確認できるもの(加えて、借地人と借家人は、賃貸借契約書など土地、家屋の権利関係が明らかになる書類)

●手数料

300円

担当	固定資産税課	☎ 046-252-8043 (土地)
		☎ 046-252-8047 (家屋・償却)
		FAX 046-255-3550

個人住民税

✔ 個人住民税

毎年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方に、所得に応じた所得割と一律の均等割の合計額を課税します。市内に住んでいなくても事務所、事業所、家屋などが市内にある方には、均等割のみ課税します。毎年3月15日(土曜・日曜日の場合はその翌日)が申告期限ですが、給与から毎月引かれている方や、所得税の確定申告をした方などは申告の必要がありません。

●海外に転出する方

海外へ転出する方は、転出する人に代わって、個人住民税の手続きを行う納税管理人の届け出が必要です(届け出には納税管理人自身の記載が必要です)。

海外に転出すると、住民票上では、国外の住所になってしまうため、郵便物を送付することができなくなります。そ

のため納税通知書や還付の通知などを代理で受け取る国内在住の方を届け出てください。

●家族が亡くなった方

家族が亡くなった方は、相続人代表者指定届の提出が必要です。

個人住民税の納税義務は1月1日に住民票が座間市にあり、前年度中にある程度の収入があった方に発生します。納税義務は年の途中で死亡した場合でも消滅しないため、亡くなった方の個人住民税は相続人に継承されます。そのため、相続の中で通知の送付先となる相続人代表者を定める必要があります。

●転入してきた方

個人住民税は1月1日に住民票があった市区町村で課税するため、年の途中で転入してきた場合でも、途中から納税先が座間市になることはありません。そのため、当該年度分については引き続き、1月1日時点での住所地に納めてください。

担当	市民税課	☎ 046-252-8833	FAX 046-255-3550
----	------	----------------	------------------

✔ 法人市民税

市内に事務所または事業所などがある法人に法人の資本金などの額および従業員の数による均等割と法人税額に応じて負担する法人税割の合計額を課税します。事業年度終了の日から2カ月以内に、確定申告をして納めてください。

担当	市民税課	☎ 046-252-8004	FAX 046-255-3550
----	------	----------------	------------------

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在、原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、軽二輪車、二輪の小型自動車および三輪・四輪の軽自動車を所有している方に課税されます。

✔ 登録および廃車

車両の区分	種別	届け出期間	持ち物	届け出先
原動機付自転車(125cc以下)および小型特殊自動車	登録	取得から15日以内	譲渡証明書・販売証明書、身分証明書	市民税課 ☎046(252)8004
	廃車	所有しなくなったときから30日以内	標識交付証明書、ナンバープレート、身分証明書	
軽二輪車(126cc~250cc)	届け出先にお問い合わせ			神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2037
二輪の小型自動車(251cc以上)	届け出先にお問い合わせ			
三輪・四輪の軽自動車	届け出先にお問い合わせ			軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 ☎050(3816)3120

担当	市民税課	☎ 046-252-8004	FAX 046-255-3550
----	------	----------------	------------------

国・県税

県税(自動車税、事業税、不動産取得税など)

担当 厚木県税事務所 ☎046-224-1111

国税(所得税、法人税、消費税、相続税など)

担当 大和税務署 ☎046-262-9411

個人住民税の申告所得税の確定申告

毎月2月16日から3月15日まで市役所などで所得税の確定申告を受け付けます。

ただし、事業所得、不動産所得、分離所得(土地建物、株式の譲渡、退職所得など)、青色申告、準確定申告、損失の申告、所得税の住宅ローン控除、旧年分の申告については市役所では行いませんので大和税務署へご相談ください。

詳しくは広報ざまなどでお知らせします。

担当 大和税務署 ☎046-262-9411

個人住民税の徴収方法

個人住民税の納税の方法は普通徴収と特別徴収の2種類があります。

普通徴収

市役所から6月初旬に納税通知書が通知され、4期に分けて納税します。

特別徴収

給与支払者(会社など)が市役所から通知される特別徴収税額決定通知書により、給与所得者の毎月の給与(6月～翌年5月)から天引きする方法と公的年金所得者の年金の支給額から天引きして納税する方法があります。

担当 市民税課 ☎046-252-8833 FAX 046-255-3550

市税の納付方法

市役所、各出張所、市の取扱金融機関、コンビニエンスストアで納められます。また、LINE PAYでの納付やペイジーを利用してインターネットバンキングやATMからも納付できます。※市役所では、月曜から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの他、第2・第4土曜日も午前8時30分から正午まで、市役所2階収納課で納税窓口を開設しています。

担当 収納課 ☎046-252-8021 FAX 046-255-3550

市税の猶予・減免・滞納

納税の猶予

次のような事情がある場合、納税を遅らせたり分割して納めたりすることができる制度がありますので、担当にご相談ください。

主な要件	猶予の期間
<ul style="list-style-type: none">・財産が火災や盗難にあったとき・納税者や家族が病気になったり、負傷したりしたとき・事業を休業・廃止して著しい損害を受けたとき ※新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む	原則として1年以内

担当 収納課 ☎046-252-8049 FAX 046-255-3550

市税の減免

次のような事情がある場合、税額を減免する制度があります。納期限の7日前までに書類を添えて各担当へ申請してください。

税目	主な要件	担当
固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none">・貧困により生活のため公私の扶助を受けたとき・災害により、所有する固定資産が著しく損害を受けたとき・公園や広場などに無償で固定資産を提供しているときなど	固定資産税課
個人住民税	<ul style="list-style-type: none">・生活保護法による扶助を受けたとき・所得がなくなり、生活が著しく困難になったとき・災害により納税者が死亡、または障がい者になったとき	市民税課
軽自動車税(種別割)	<ul style="list-style-type: none">・公益のために使用するとき・障がい者または同一生計の家族が所有し障がい者の外出に使用するとき・災害により所有する自動車を紛失、または使用不能となったとき	

市税の滞納

納期限までに税を納められない場合、督促状や催告書などで納税を促します。この場合、滞納となった税額に延滞金を加算して納めていただくことがあります。

その後も、税を納めていただけない状態が続くときは、差し押さえなどの滞納処分を実施します。

●延滞金

延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合(納期限の翌日から1カ月を経過するまでは、延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合。ただし、当該加算した



割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)

※延滞金特例基準割合とは、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合のことです。

●**滞納処分**

財産の差し押さえ、公売など

●**サービスの制限**

市税の滞納者は、次のサービスが制限されます。
 水洗便所改造助成金、公共下水道水洗便所等改造資金貸付、私道排水設備工事助成金、市ホームページへのバナー広告掲載、広報ざまへの広告掲載、農業近代化資金等利子補給、スマートハウス関連設備設置助成事業、雨水浸透施設等設置助成金交付、ざまみず販売事業者指定、市営住宅入居申し込み、木造住宅耐震改修工事補助、住宅リフォーム補助制度、生ごみ処理機等購入費補助金、障害者雇用報奨金、中小企業事業資金利子補助、勤労者生活資金貸付、創業支援・販路開拓、信用保証料一部補助、店舗リニューアル等補助事業、空き店舗等活用促進および創業支援事業、企業投資の促進のための支援措置、国民健康保険人間ドック費用助成、入札参加資格者登録の資格、農業近代化資金等利子補給、沿道建築物耐震診断事業補助

📌 **納税は便利な口座振替で**

●**口座振替ができる税目**

市・県民税(特別徴収、法人市民税は除く)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

●**申込方法**

(1) **取扱金融機関での申し込み**

預(貯)金通帳と通帳印を持参の上、取扱金融機関備え付けの「座間市口座振替依頼書」に必要事項を記入してお申し込みください(市外の金融機関で手続きする場合は同依頼書を送付しますので、事前に担当へご連絡ください)。毎月10日までの申し込みについては翌月以降の納期分から口座振替を開始します。

(2) **収納課窓口での申し込み**

キャッシュカードと申請者の顔写真付き身分証明書を持参の上、担当へ。一部の市指定金融機関(みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、平塚信用金庫、ゆうちょ銀行)の口座振替が可能です。

市内同居親族以外の代理人による申請は委任者の署名捺印がある委任状が必要です。

※申請書と委任状は市ホームページからダウンロード可。

※毎月10日までの申し込みについては当月末の納期分から口座振替を開始します。

担当 収納課 ☎046-252-8021 FAX 046-255-3550

市税の納期一覧

税目	1期	2期	3期	4期
個人住民税	6月末日	8月末日	10月末日	12月25日
固定資産税・都市計画税	5月末日	7月末日	9月末日	11月末日
軽自動車税	5月(全期)	—	—	—

※市・県民税、固定資産税・都市計画税は全期分まとめて納めることができます。

※納期限が休日の場合は、翌日が納期限となります。

市税に関する証明など

種類	窓口	手数料(1件)	持ち物
納税証明書	市役所2階収納課、市役所1階戸籍住民課、各出張所	300円	身分証、委任状(同居親族以外)、印(法人のみ代表印が必要)
課税証明書	市役所2階市民税課、		身分証、委任状(同居親族以外)
非課税証明書	市役所1階戸籍住民課、各出張所		
法人所在証明書	市役所2階市民税課、各出張所		—
評価証明書	市役所2階固定資産税課、市役所1階戸籍住民課、各出張所	1枚(8件分)につき300円(平成29年度までの各証明書は、1棟または1筆につき300円)	身分証、委任状(同居親族以外)
公課証明書			
所在証明書(土地・家屋)			
滅失証明書	市役所2階固定資産税課、各出張所	無料	登記所が発行する固定資産評価証明書交付依頼書
評価通知書※登記用	市役所2階固定資産税課、市役所1階戸籍住民課、各出張所		
住宅用家屋証明書	市役所2階固定資産税課	1,300円	固定資産税課 ☎046-252-8047 にお問い合わせ
固定資産課税台帳の閲覧		300円(1人につき)	身分証、委任状(同居親族以外)
公図・土地台帳・家屋台帳の閲覧		300円(1枚または1冊につき)	

担当 市民税課 ☎046-252-8833 FAX 046-255-3550

国民健康保険

国民健康保険は、自営業、農業従事者、退職した人など、他の健康保険制度に加入していない75歳未満の人を対象とした医療保険制度です(75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度(52ページ参照)に該当)。

加入の必要な方

市内に住所がある方で、職場の健康保険に入っている方や生活保護を受けている方以外は、必ず加入しなければなりません。例えば、次の方は加入が必要です。

- ・店舗などを経営している自営の方
- ・農業や漁業などを営んでいる方
- ・退職して職場の健康保険などをやめた方
- ・パートやアルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない方
- ・外国人で、3カ月を超えて日本に滞在すると認められている方

こんなときは14日以内に届け出を

下表に該当する方は、マイナンバーカードまたは個人番号の記載された書類・身分証を持参し手続きをしてください。

	届け出が必要なとき	持ち物
加入するとき	県外から転入してきた	—
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	被扶養者から外れた証明書
	子どもが生まれた	—
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
やめるとき	県外に転出する	保険証
	職場の健康保険に加入した	国民健康保険と職場の両方の保険証(職場の保険証の交付を受けていないときは、加入を証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になった	—
	死亡した	保険証、喪主の氏名が分かるもの(会葬礼状、葬儀の領収書など)、印
	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書
その他	同一県内の住所異動、市内転居や世帯主・世帯構成・氏名変更	保険証(転入の場合は不要)
	修学のため市外で生活する	保険証、在学証明書または学生証
	保険証をなくしたり汚したりした	身分を証明するもの(住基カードや運転免許証、汚破損した保険証など)

※保険証以外に各種医療証などをお持ちの方は、その医療証を

お持ちください。

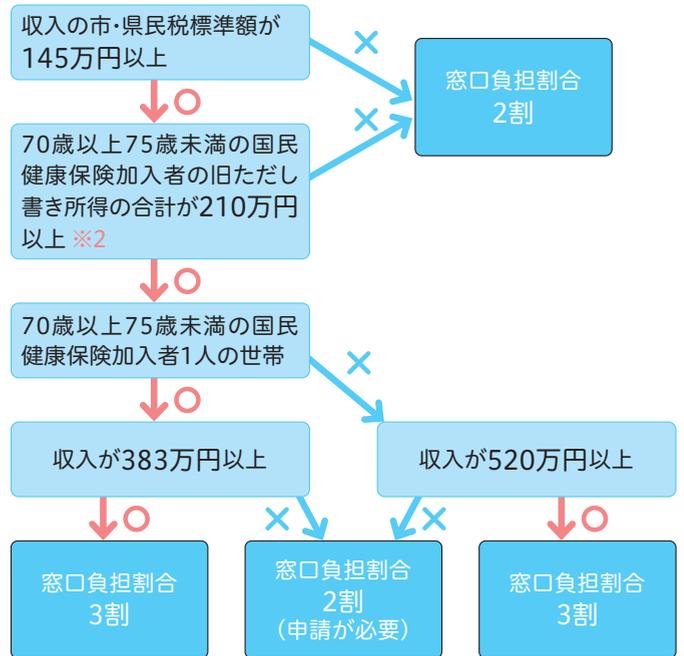
※75歳になると、後期高齢者医療制度の該当となるため、国民健康保険の資格はなくなります。

病院などでの自己負担

保険証を提示すると、総医療費の一部を負担することで診療を受けられます。自己負担割合は次の通りです。

年齢	義務教育就学前	義務教育就学後～69歳	70～74歳※1	
			現役並み所得者	—
自己負担割合	2割	3割	2割	3割

※1 70～74歳の方の負担割合の判定は下図の通りです。



70～74歳の方へ

- ・負担割合を記載した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」は満70歳になる月の下旬までに郵送します。翌月(1日が誕生日の方はその月)からご利用ください。
- ・70～74歳の方が入院したときは、世帯所得に応じて病院窓口での自己負担限度額が設けられています。また、2割負担の方で住民税非課税世帯の場合、申請により病院窓口での自己負担限度額と入院時食事負担額がさらに減額されます。該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。保険証兼高齢受給者証を持参の上、市役所1階国保年金課で申請してください。

※2 「旧ただし書き所得」とは総所得金額等から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を差し引いた額を言います。



国民健康保険の給付

次の場合には、医療費などの払い戻しや病院窓口での自己負担額の減額があります。それぞれの必要書類と保険証、印、振込口座が確認できる物を持参の上、市役所1階国保年金課で申請してください。

こんなとき	給付の内容	申請に必要なもの
国民健康保険を扱っていない病院や、旅行先(海外を含む)で保険証を持たずに診療を受けたとき	療養費の支給 審査で決定した総医療費の7~8割(年齢などにより異なる)を支給	<ul style="list-style-type: none"> 診療(調剤)報酬明細書(レセプト)の写し 支払った費用の領収明細書 海外で診療を受けたときはそれぞれの翻訳文 渡航事実が確認できるもの(パスポートなど) 調査に関わる同意書
コルセットなどの補装具を作ったとき		<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書または意見書 支払った費用の領収書(内訳が記載されているもの) 靴型装具に限り、当該装具の写真
はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき		<ul style="list-style-type: none"> 医師の同意書 施術内容の明細書 支払った費用の領収書(内訳が記載されているもの)
国民健康保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき		<ul style="list-style-type: none"> 施術内容の明細書 支払った費用の領収書(内訳が記載されているもの)
手術などで輸血に第三者の生血を用いたとき		<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書(意見書) 輸血用生血液受領証明書 血液提供者の領収書
他の健康保険に返還金を支払ったとき		<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬明細書(レセプト)の写し 支払った返還金の領収書
重病者の入院や転院で、緊急を要する移送に費用が掛かったとき	移送費の支給 審査で決定した総費用の7~8割(年齢などにより異なる)を支給	<ul style="list-style-type: none"> 医師の意見書 支払った費用の領収書
住民税非課税世帯の方が、入院し食事代を負担するとき(70~74歳の方は40ページ参照)	入院時食事療養費の減額1食当たり460円の負担額が210円(91日以降は160円)または100円に減額(所得により異なる。標準負担額減額認定証が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 入院費用の領収書
入院などで高額な医療費を負担したとき(自費診療分や食事代、差額ベッド代などは除く)	高額療養費の支給 自己負担限度額(※1)を超えた額を支給(該当者には診療を受けた2~3カ月後に支給申請書を郵送)	<ul style="list-style-type: none"> 郵送された支給申請書
厚生労働大臣の指定する特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全など)の治療を受けるとき	特定疾病による高額療養費の支給 一つの医療機関での一月の自己負担限度額は1万円もしくは2万円(※2)。「特定疾病療養受療証」の申請が必要	<ul style="list-style-type: none"> 医師の証明書
出産(85日以降の死産、流産も含む)したとき	出産育児一時金(※3)42万円を支給	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金の支払い方法について、病院などと取り交わした合意文書、領収・明細書、死産などについては医師の証明など
死亡したとき	葬祭費として喪主に5万円を支給	<ul style="list-style-type: none"> 死亡および喪主が確認できるもの

※1 自己負担限度額は、年齢、世帯所得、医療費の額、1年以内の高額療養費該当回数などにより異なります。また、病院窓口での一部負担金の支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」があります。要件など詳しくは担当へお問い合わせください。

※2 病名、年齢、世帯所得により異なります。

※3 医療機関の分岐費用から直接差し引くこともできます。利用条件などは担当へお問い合わせください。

担当 国保年金課 ☎ 046-252-7672 FAX 046-252-7043

✓ 医療費の一部負担金の減免などについて

災害や失業などにより、生活が困窮し、医療機関への一部負担金の支払いが困難な場合、一定期間猶予、減額、免除する制度があります。

担当 国保年金課 ☎ 046-252-7672 FAX 046-252-7043

このようなときは保険証を使う前に必ずご連絡ください

以下の場合には、保険証を使う前に担当へご連絡ください。

- ・交通事故や他人にけがをさせられたとき
- ・工作中や通勤途中に病気やけがをしたとき
- ・故意にけがをしたとき

健康診査

国民健康保険加入者の健康管理の一助となるよう健康診査を実施しています。

●対象

4月1日現在で35歳(年度中に35歳になる方を含む)から74歳までの国民健康保険加入者

※受診方法は個別にお知らせします。

※上記年齢で4月2日以降に加入した方は、担当へお問い合わせください。

✓ 人間ドック受検者への助成

上記対象者のうち、40歳以上(年度中に40歳になる方を含む)の方へ、人間ドックの費用助成を実施しています。詳しくは担当へお問い合わせください。

※年度中に健康診査と重複受診できません。

保険税

賦課期日(毎年4月1日。ただし、4月2日以後に国民健康保険の適用が開始した場合は適用開始日)に国民健康保険の被保険者(加入者)がいる世帯の世帯主に対して課税します。世帯主が加入者でなくても、世帯内に加入者がいる場合は、その世帯主を納税義務者とみなします。

保険税は、加入世帯ごとに等しく負担する「平等割額」、加入者ごとに等しく負担する「均等割額」、加入者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となります。

※所得により、保険税が軽減される場合があります。

保険税の納付

次のいずれかの方法で納付してください。なお、国保加入者全員が65歳以上の世帯で要件を満たす方は世帯主の年金から差し引きます(口座振替世帯は除く)。

●口座振替

市役所1階国保年金課または取扱金融機関で手続きをしてください。申し込みに必要なもの取扱金融機関など詳しくは、担当へお問い合わせください。

●納付書払い

市役所、各出張所、取扱金融機関、コンビニエンスストア、ペイジーで納めてください。

保険税の猶予・減免、滞納

✓ 納税の猶予

次の場合、納税を遅らせたり分割したりすることができる制度があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

主な要件	猶予の期間
<ul style="list-style-type: none"> ・財産が火災や盗難にあった ・納税者や家族が病気になったり負傷したりした ・事業を休止・廃止し著しい損害を受けた 	原則として1年

✓ 保険税の減免

次のような事情がある場合、保険税を減免する制度があります。各納期限の7日前までに申請が必要です。

- ・財産が火災や盗難にあった
- ・生活保護を受ける程度の収入状況である
- ・失業・廃業・事業不振などにより、月収額が前年と比較して30パーセント以上減少し、生活が困難である
- ・被保険者が長期の病気や負傷により、月収の30パーセント以上の医療費がかかり、生活が困難である

✓ 非自発的失業者に係る軽減措置

倒産・解雇・雇い止めなどの事業主都合により、やむなく失業した方を対象にした国民健康保険税の軽減制度を実施しています。

●対象

- ・離職日が平成21年3月31日以降
- ・ハローワークで「雇用保険受給資格者証」の交付を受けている
- ・雇用保険の特定受給資格者または雇用保険の特定理由離職者
- ・離職日に65歳未満

※国民健康保険の資格を喪失した日で軽減措置は終了

●軽減額

前年所得の給与所得金額を100分の30として算定

●軽減期間

離職日の翌日の属する月から離職日の翌日の属する年度の翌年度末まで

●届け出に必要な物

雇用保険受給資格者証(コピー可)、保険証



保険税の滞納

納期限までに税を納められない場合、督促状や催告状などで納税を促します。この場合、滞納となった税額と併せて延滞金を納めていただきます。

その後も税を納められない状態が続くときは、「有効期間の短い保険証」や、医療機関の窓口で医療費を全額自己負担する「資格証」の交付対象となります。また、財産の差し押さえなどの滞納処分を実施します。

●延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合。納期限の翌日から1カ月を経過する日までにについては、特例基準割合に年1パーセントを加算した割合(加算した割合が年7.3パーセント

を超える場合は年7.3パーセントの割合)。

●滞納処分

財産の差し押さえ、公売の実施など

●給付の制限

給付の全部または一部を差し止めます。差し止めた保険給付額から滞納分を差し引きます。

保険税に関する証明

市税と同様、国民健康保険税も納税証明書を交付することができます。身分を証明するもの(被保険者証・運転免許証など)や委任状(同居親族以外)を持参し担当へ。手数料は1通および年度ごとに300円です。

担当 国保年金課 ☎046-252-8383 FAX 046-252-7043

国民年金

国民年金は、老後の暮らしや障がいを負ったとき、子どもを残して世帯の働き手が亡くなったときに暮らしを支え合う社会保障制度です。日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入することになっています。

種別	年齢	対象
必ず加入	第1号被保険者	20～59歳 自営業、農林漁業、学生、無職など(第2・3号被保険者以外の人)
	第2号被保険者	就職時～69歳 厚生年金に加入している人
	第3号被保険者	20～59歳 第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※保険料を個別に納める必要はありません。
任意加入	20～64歳	外国に住んでいる日本人
	60～64歳	年金額を満額に近づけたい人、受給資格期間に満たない人
	65～69歳	受給資格期間に満たない人(昭和40年4月1日以前に生まれた人)
国民年金基金制度	—	国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)に上乘せするために、第1号被保険者が任意で加入する公的な個人年金です。詳しくは、全国国民年金基金神奈川支部(☎0120-65-4192)へお問い合わせください。

国民年金からの給付

年金を受けるには手続きが必要です。また、それぞれ、加入や納付の状況に応じた受給要件を満たす必要があります。必要書類、提出先、給付される年金の額など、詳しくは担当へお問い合わせください。

種類	受給資格
老齢基礎年金	他の公的年金加入期間を含む保険料納付・免除期間などが10年以上ある方が原則として65歳に達したとき
障害基礎年金	20歳到達前または被保険者である間にかかった病気やけがにより障がいの状態にある間 60歳以上65歳未満で、国内に住んでいる間にかかった病気やけがにより障がいの状態にある間
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金の受給資格のある方が死亡したとき、その収入で生計を維持していた18歳未満(障がいがある場合は20歳未満)の子がいる配偶者と子
寡婦年金	第1号被保険者(任意加入含む)期間のみで10年以上の保険料納付・免除期間がある夫が基礎年金受給前に死亡したとき、夫に生計を維持されていた婚姻期間10年以上の妻(支給期間=60歳から65歳到達まで)
死亡一時金	第1号被保険者(任意加入含む)期間のみで3年以上保険料を納めた方が基礎年金受給前に死亡し、その遺族が遺族基礎年金または寡婦年金を受けられないとき

担当 国保年金課 ☎046-252-7035 FAX 046-252-7043

こんなときは届け出を

種別		持ち物
第1号被保険者の住所・名前が変わったとき		年金手帳
離婚または増収などで配偶者の扶養から外れたとき	第3号→第1号	変更となる本人の年金手帳、扶養から外れた日が分かる書類
退職し厚生年金をやめたとき (扶養配偶者がいる場合は併せて届け出が必要)	第2号→第1号	本人および配偶者の年金手帳、離職票または退職証明書
	(第3号→第1号)	

年金に関する電話相談窓口

年金相談全般「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165
(050で始まる電話からは☎03-6700-1165)

●受付時間

祝・休日、12月29日～1月3日を除く月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分(月曜日(月曜日が祝・休日の場合は翌営業日)は午後7時まで延長)、第2土曜日午前9時30分～午後4時

年金記録照会「ねんきん定期便・ねんきんネット等便専用ダイヤル」

☎0570-058-555
(050で始まる電話からは☎03-6700-1144)

●受付時間

祝・休日、12月29日～1月3日を除く月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分(月曜日(月曜日が祝・休日の場合は翌営業日)は午後7時まで延長)、第2土曜日午前9時30分～午後4時

年金相談予約受付専用ダイヤル

☎0570-05-4890
(050で始まる電話からは☎03-6631-7521)

●受付時間

12月29日～1月3日を除く月曜～金曜日(平日のみ)午前8時30分～午後5時15分

年金の加入に関する相談「ねんきん加入者ダイヤル」

国民年金加入者向け

☎0570-003-004
(050で始まる電話からは☎03-6630-2525)

事業所、厚生年金加入者向け

☎0570-007-123
(050で始まる番号からは☎03-6837-2913)

●受付時間

祝・休日、12月29日～1月3日を除く月曜～金曜日午前8時30分～午後7時、第2土曜日午前9時30分～午後4時

年金に関する相談窓口

厚木年金事務所

〒243-8688 厚木市栄町1-10-3
☎046-223-7171(代) FAX 046-224-8200

●相談日

祝・休日、12月29日～1月3日を除く月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分(月曜日(月曜日が祝・休日の場合は翌営業日)は午後7時まで延長)、第2土曜日午前9時30分～午後4時

街角の年金相談センター厚木(オフィス)

〒243-0018 厚木市中町3-11-18Flos厚木6階
☎046-297-3481

●相談日

月曜～金曜日(祝・休日を除く)午前8時30分～午後5時15分
※電話での予約も受け付けています。

街角の年金相談センター相模大野

〒252-0303 相模原市南区相模大野3-8-1小田急相模大野ステーションスクエア1階
☎042-701-8515

●相談日

月曜～金曜日(祝・休日を除く)午前8時30分～午後5時15分
※月曜日(月曜日が祝日の場合は翌営業日)は午後7時まで延長し、毎月第2土曜日は午前9時30分～午後4時

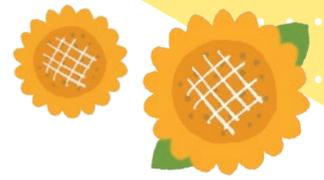
●持ち物

年金手帳、年金証書(年金受給者)
※相談を迅速にするため、過去の勤務先の名称・所在地、社会保険加入期間などを可能な範囲で分かるようにしておいてください。
※代理人が相談に訪れる際には、本人の署名がある委任状をお持ちください。

担当 国保年金課 ☎046-252-7035 FAX 046-252-7043



子育て・教育



母子保健

母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付

妊娠したら早めに医師の診断を受け、市役所2階ネウボラざまりん(健康づくり課内)で母子健康手帳の交付を受けてください。手帳は、出生届や健診などの際に必要な他、妊娠中の母体の健康状態、出産、乳幼児期の発育状況、予防接種などを記録でき、小学校入学時の健康診断に必要なので大切に保管してください。なお、同時に妊婦健康診査費用補助券、妊婦歯科健康診査受診券、産婦健康診査費用補助券、乳房ケア費用補助券を交付しています。

健康診査・教室・相談・予防接種

開催日程など詳しくは、「保健衛生のお知らせ」「広報ざま」をご覧ください。

※教室の名称などは変更になることがあります。

ハローベビークラス

初めて「お母さん」や「お父さん」になる妊娠18週から35週までの方とその夫を対象に、妊娠中の過ごし方、出産前に準備すること、赤ちゃんの沐浴の仕方など、子育てについて同じ時期に出産する方と一緒に学びます。保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師が講話と実技をします。

赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全ての家庭に助産師、保健師、看護師が訪問します。出生連絡票を提出してください。

赤ちゃん教室、もぐもぐ教室

5カ月～おおむね6カ月児または7カ月～おおむね8カ月児を対象に、離乳食や育児について保健師と栄養士がお話しします。健康診査時ではゆっくりとできない相談も受け付けています。

育児相談

乳幼児期に育児上起こる疑問、心配事などについて保健師、栄養士などが相談に応じます。

※市民健康センターでは歯科保健相談・発達相談も実施しています。

乳幼児健康診査

4カ月児、8～10カ月児、1歳6カ月児、3歳6カ月児を対象に、発育・発達状況の確認と栄養・育児に関する相談受付を実施しています。また、1歳6カ月児、2歳児、3歳6カ月児を対象に歯科健康診査も実施しています。

予防接種

市では、法律で定められた予防接種を実施しています。指定医療機関など詳しくは市ホームページまたは保健衛生のお知らせをご覧ください。

担当 健康づくり課 ☎046-252-7225 FAX 046-255-3550

小児医療費助成

健康保険に加入していて、他の医療費助成制度を受けていない子どもの医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。希望者は小児医療証の交付を申請してください。また、県外で受診した場合などは、払い戻しの申請をしてください。詳しくは、担当へお問い合わせください。

子どもの年齢	対象	所得制限
0歳	入院、通院、補装具 (眼鏡など)	なし
1歳～中学3年生		あり

※1歳以降の助成については所得制限があります。

担当 医療課 ☎046-252-7213 FAX 046-252-7043

保育所・児童館・児童ホーム

保育所

保護者が次の理由で家庭で子どもの保育ができないときに利用する施設です。

●条件

- ・家庭外で仕事をしている
- ・家庭内で家事以外の仕事をしている
- ・病気になったり、心身に障がいがあったりする

- ・長期にわたって親族を介護している
- ・災害などのため、その復旧に当たっている
- ・出産予定日の42日前から出産後56日までである
- ・求職活動中または日中就学している

●対象

市立保育所は生後3カ月～小学校就学前、私立保育所は生後8週間～小学校就学前(木下の保育園相武台および子どもの家ひまわり保育園は生後3カ月から、スマイルワールド保育

園および座間ゆめっこ保育園は生後6カ月から)、小規模および家庭的保育施設は2歳クラスまで(受入年齢は施設で異なります)。

●申込方法

市役所2階保育課、各出張所、各保育所、各子育て支援センターで配布する申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、直接担当へ

	施設名	定員	所在地	地図座標	電話番号
市立	栗原保育園	77	栗原中央6-5-28	④B-5	046-251-1044
	相模が丘東保育園	60	相模が丘5-12-36	②C-3	042-743-2200
	ちぐさ保育園	60	四ツ谷835	⑤C-1	046-251-2202
	緑ヶ丘保育園	60	緑ヶ丘6-3-16	③E-3	046-252-0763
	東原保育園	80	東原4-12-18	⑥D-2	046-251-5564
	相武台保育園	83	相武台3-20-19	④B-1	046-253-2523
	ひばりが丘保育園	70	ひばりが丘2-58-1	④E-5	046-254-9338
	小松原保育園	67	小松原1-29-8	④D-2	046-255-6671
	相模が丘西保育園	115	相模が丘2-43-41	②C-4	046-255-2100
私立	わかば保育園	60	座間1-3281	③C-3	046-251-6776
	座間保育園	90	入谷東4-58-1	⑤E-1	046-251-0355
	やなせ保育園	90	入谷東3-27-1	⑥A-1	046-251-5544
	座間子どもの家保育園	100	さがみ野1-8-25	⑥C-3	046-253-2784
	あゆみ保育園	80	緑ヶ丘4-16-16	④A-2	046-255-8691
	いその保育園	60	緑ヶ丘1-26-6	④A-5	046-254-5772
	広野台保育園	60	広野台1-32-3	②B-5	046-255-3616
	栗の実保育園	90	東原1-6-30	④C-5	046-254-1929
	座間すこやか保育園	60	入谷東3-35-12	⑤E-1	046-298-2555
	木下の保育園相武台	50	相武台1-33-2 小田急マルシェ相武台4階	④A-1	046-251-1769
	ナーサリースクールT&Y相模が丘	60	相模が丘5-47-16	②C-4	042-705-4561
	麦っ子畑保育園	60	南栗原1-4-3	⑥C-1	046-255-7087
	スマイルワールド保育園	110	南栗原1-11-11	⑥B-2	046-257-0415
	マジオたんぼぼ保育園相武台	60	相武台2-42-23	④A-1	046-255-5522
	座間ゆめっこ保育園	60	入谷西4-2-25	⑤E-1	046-256-0888
	子どもの家ひまわり保育園	40	相模が丘1-25-1 リビオタワー小田急相模原コモンズざま4階	②C-3	042-705-5885
小規模および家庭的保育施設	ナーサリールームT&Y相模が丘	19	相模が丘5-47-12	②C-4	042-705-9533
	陽の丘保育園	5	相模が丘3-16-5	②C-4	046-205-9823
	ひばり乳児園	5	ひばりが丘2-14-25	④D-4	046-204-8480

私設保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない、子どもを預かる施設です。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	地図座標	電話番号
保育ルームFelice座間園 ^{フェリーチェ}	入谷東4-43-32-1階	⑤E-1	046-251-8113
保育ルームFelice座間Ⅱ園	入谷東3-60-5 小田急マルシェ座間2-1階	⑤E-1	046-204-9856
ベストキッズ相武台保育園	相武台1-8-21	②A-5	046-204-7122
にじのはし保育園	緑ヶ丘4-12-23 ^{フラゴラ} Fragolaビル2階	④A-2	046-240-9488
太陽の家座間保育室おひさまⅡ	座間2-861-1	⑤C-1	046-298-5133

幼稚園

市内には公立の幼稚園はありません。詳しくは、直接各私立幼稚園へお問い合わせください。

施設名	所在地	地図座標	電話番号
座間幼稚園	座間1-3298-3	③D-3	046-251-0350
やなせ幼稚園	入谷東2-11-18	④A-5	046-255-2024
相武台幼稚園	相武台4-1-19	④B-2	046-251-2724
座間孝道幼稚園	相模が丘3-66-29	②C-5	046-255-3200
鈴鹿幼稚園	入谷西2-51-6	③D-5	046-251-6200
ひばりが丘幼稚園	ひばりが丘2-44-26	④E-4	046-252-1411
栗原幼稚園	南栗原1-11-3	⑥B-2	046-253-4652
小松原幼稚園	小松原2-35-25	④D-2	046-254-2325
東原幼稚園	東原2-16-3	⑥D-1	046-251-1107

担当 保育課 ☎ 046-252-7202 FAX 046-255-5080

児童ホーム

市内には、14カ所の児童ホームがあります。保護者が次の理由により児童の保育ができないときに、放課後の一定時間、児童の保育をする施設です。

●条件

- ・家庭外で仕事をしている
- ・家庭内で家事以外の仕事をしている
- ・病気になったり、心身に障がいがあったりする
- ・長期にわたって親族を介護している
- ・災害などのため、その復旧に当たっている
- ・妊娠中または出産前後である
- ・求職活動中または日中就学している

施設名	所在地	地図座標	電話番号
入谷児童ホーム	入谷西5-8-1(入谷小学校内)	⑤D-1	046-253-7878
栗原児童ホーム	栗原中央6-8-1(栗原小学校内)	④B-5	046-252-0628
相模が丘児童ホーム	相模が丘3-38-1(相模が丘コミュニティセンター内)	②C-4	046-251-6716
相武台児童ホーム	相武台3-20-18(相武台コミュニティセンター内)	④B-1	046-253-2522
ひばりが丘・小松原児童ホーム	ひばりが丘1-49-1(ひばりが丘コミュニティセンター内)	④D-4	046-253-0046
東原児童ホーム	東原4-13-13(東原コミュニティセンター内)	⑥D-2	046-253-6510
中原児童ホーム	西栗原2-16-1(中原小学校内)	⑥A-3	046-257-6722
鳩川児童ホーム	座間1-1922(鳩川児童館内)	③C-3	046-255-1167
ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘4-4-1(ひばりが丘小学校内)	④D-5	046-256-1311
相模野児童ホーム	広野台1-46-29(相模野児童館内)	②C-5	046-256-1123
立野台児童ホーム	立野台1-1-3(立野台小学校内)	④A-5	046-254-9600
サン・ホープ児童ホーム	東原2-8-1(サン・ホープ内)	⑥D-1	046-254-2649
北地区児童ホーム	相模が丘3-1-1(相模が丘小学校内)	②B-5	046-257-1110
立野坂児童ホーム	立野台3-14-12(立野台コミュニティセンター内)	⑥B-1	046-255-0250

担当 子ども育成課 ☎ 046-252-7969 FAX 046-255-5080

児童館

市内には4カ所の児童館があります。地域の子どものための自由な遊び場としてお使いください。また季節の行事などを開催しています。詳しくは、各児童館へお問い合わせください。

●開館時間

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

●休館日

水曜日、祝日、12月29日～1月3日

施設名	所在地	地図座標	電話番号
座間児童館	入谷東4-44-3	⑤E-1	046-252-0621
鳩川児童館	座間1-1922	③C-3	046-255-5738
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1	⑥E-1	046-256-0236
相模野児童館	広野台1-46-29	②C-5	046-256-2419

●保育時間

月曜～金曜日午後1時15分～6時30分、土曜日および学校休業期間午前9時～午後6時30分(いずれも日曜日、祝・休日、12月29日～1月3日を除く)

※別料金で午後6時30分～7時の延長保育があります。

※学校休業期間は別料金で午前7時30分～9時の早朝保育があります。

●対象

小学1年～6年生

●申込方法

担当または各児童ホームに備え付けの申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、担当へ

子育て支援

子育て世代包括支援センター「ネウボラざまりん」

子どもに関する各種相談のワンストップ窓口です。妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談・支援を行います。

産前・後のからだところの不安や育児の困りごと、具体的な子育てサービスなど、幅広い相談を受け付けています。

●場所 市役所2階健康づくり課内

●お問い合わせ → ネウボラざまりん ☎046-252-7776

子育て支援センター

身近に利用できる育児の拠点として、市内3カ所に「子育て支援センター」があります。予約の必要はなく、無料で利用できます。相談の有る無しにかかわらず気軽にご利用ください。

	施設名	所在地	電話・ファクス番号
①	ざまりんのおうちゆめ	東原2-8-1 サンホープ2階	☎・FAX 046-254-2634
②	ざまりんのおうちひまわり	相模が丘1-25-1 リビオタワー小田急相模原 コモンズざま2階	☎ 042-740-2788 FAX 042-740-2789
③	ざまりんのおうちかがやき	入谷東3-59-4 ホシノタニ団地 4号棟1階	☎ 046-255-7070 FAX 046-255-7080

●対象

未就学児と保護者

●利用時間

月曜～金曜日午前10時～午後4時(第2木曜日午後3時からを除く。①は第3月曜日正午から、②は第2水曜日正午から、③は第3火曜日正午からを除く)

※相談は、午前9時から受け付けます。

●活動内容

育児不安などに関する相談(電話・ファクス可)、子育てに関する情報提供および援助、子育て中の方向士の交流の場の提供、子育てサークルなどの活動協力・支援

児童相談

●内容

18歳未満の子どもに関する悩みや困りごとの相談(養護・虐待・保健・障がい・非行・育成相談など)

●日時 月曜～金曜日(正午～午後1時を除く)

●直通電話 ☎046-252-8026

紙おむつ等育児用品支給事業「ざまりんすくすくギフト」

0歳児一人につき1回、紙おむつなどの育児用品を支給しています(上限1万円)。

●申込方法

市役所2階子ども政策課などで配布する申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、座間市役所子ども政策課宛てに郵送または直接担当へ

担当 子ども政策課 ☎046-252-8025 FAX 046-255-5080

保育の相談

乳幼児の子育てに関することや保育サービス、保育所などの入所に関することなどの相談を受け付けています。

担当 保育課 ☎046-252-7202 FAX 046-255-5080

ファミリー・サポート事業

保育園や幼稚園、小学校、児童ホームなどの保育施設に通う子どもの送迎や預かりなど、仕事などと育児の両立に手助けが必要な方を援助する制度で、援助を受ける人(利用会員)と援助する人(協力会員)がそれぞれ会員となります。

●援助内容

保育施設の利用時間外の育児、保育施設までの送迎他

●利用会員

市内在住で、生後3カ月～小学6年生の子どもがいる方

●協力会員

心身ともに健康な20歳以上の市内在住者

●利用時間

午前6時30分～午後9時

●費用

一人目は30分450円(母子・父子家庭で児童扶養手当証またはひとり親医療証をお持ちの方は225円)、二人目以降は一人目の半額

●登録方法

午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日、祝・休日を除く)にサニープレイス座間(総合福祉センター)1階ファミリー・サポート事業(☎046-266-2003)へお問い合わせください。

ひとり親家庭相談

●内容

母子・父子家庭のさまざまな問題(離婚・就学資金貸付など)の相談受付

●日時

月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分(要予約)

広告

子育て支援 エリアマップ6図 C-1

特定非営利活動法人
ワーカーズ・コレクティブ 風の子

子育て中の皆さんが援助を必要としている時、きめ細かく支援をする市民団体です。

■座間市東原2-9-3-206
■TEL:080-5078-4140 / 080-6800-4140
■E-mail:kazenoko.415.mama.mirai@ezweb.ne.jp



手当・助成

児童手当

中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している方に、対象となる児童一人につき所得制限に応じて手当を支給します。

児童扶養手当

18歳到達後最初の3月31日を迎えていない児童を養育している母子・父子家庭などに支給します(所得制限、支給差あり)。

特別児童扶養手当

障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します(所得制限あり)。

ひとり親家庭等医療費助成

18歳到達後最初の3月31日を迎えていない児童を養育するひとり親家庭などに、各種の医療保険で診療などを受けたときに支払う保険診療の自己負担分について助成します(所得制限あり)。

交通遺児修学金

小・中学校または高等学校などに在籍している交通遺児に、年1回支給します。

担当 子ども育成課 ☎046-252-7201 FAX 046-255-5080

病児保育事業

子どもが発熱などの体調不良で、休めない仕事・用事があるときに子どもを預かります。生後6カ月～小学3年生が対象です。申し込みは直接施設へ(要受診)。

施設名	所在地	地図座標	電話番号
にじのはし保育園 病児保育室	緑ヶ丘4-12-23 Fragolaビル2階	④A-2	046-240-9478

病後児保育事業

子どもが病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、一時的に下表の施設で子どもを預かります。市内在住または市内保育所に在籍する満1歳から小学3年生までの児童が対象です。申し込みは直接施設へ(要予約)。

施設名	所在地	地図座標	電話番号
病後児保育センター すずらん(広野台保育園)	広野台 1-32-3	②B-5	046-255-3616

一時預かり事業

保護者が短期間または不規則の就労、職業訓練校の通学、通院、家族の介護、冠婚葬祭などの理由で子どもの世話が難しいとき、一時的に下表の私立保育所で子どもを預かります。申し込みは直接各保育所へ。

施設名	所在地	地図座標	電話番号
座間子どもの家 保育園	さがみ野 1-8-25	⑥C-3	046-253-2784
座間保育園	入谷東4-58-1	⑤E-1	046-251-0355
あゆみ保育園	緑ヶ丘4-16-16	④A-2	046-255-8691
栗の実保育園	東原1-6-30	④C-5	046-254-1929
やなせ保育園	入谷東3-27-1	⑥A-1	046-251-5544
座間すこやか 保育園	入谷東3-35-12	⑤E-1	046-298-2555
ナーサリー スクールT&Y 相模が丘	相模が丘5-47- 16	②C-4	042-705-4561
マジオたんぽぽ 保育園相武台	相武台2-42-23	④A-1	046-255-5522
わかば保育園	座間1-3281	③C-3	046-251-6776
座間ゆめっこ 保育園	入谷西4-2-25	⑤E-1	046-256-0888
子どもの家 ひまわり保育園	相模が丘1-25-1 リビオタワー-小田 急相模原 commons ざま4階	②C-3	042-705-5885

休日保育

認可保育所に入所している児童を対象に、保育所が開園していない日曜日や祝・休日、子どもの世話が難しいとき、一時的に下表の私立保育所で子どもを預かります。

施設名	所在地	地図座標	電話番号
座間子どもの家 保育園	さがみ野 1-8-25	⑥C-3	046-253-2784

担当 保育課 ☎046-252-7202 FAX 046-255-5080

子育て情報誌「ざまっぷ」

「ざまっぷ」は、市内の公園や公共施設の案内、子育てサークルや幼稚園・保育所の紹介、医療機関一覧などの子育てに必要な情報を掲載した子育て応援情報誌です。子育て中の方がボランティア編集員となって作成しています。

ご希望の方には、市役所5階生涯学習課・1階市民情報コーナー、市民館、北・東地区文化センター、各子育て支援センター、各出張所、各コミュニティセンターなどで無料配布しています(市ホームページから閲覧可)。

担当 生涯学習課 ☎046-252-8472 FAX 046-252-4311

教育

小・中学校

●小学校

施設名	所在地	地図座標	電話番号
座間小学校	座間2-3133	③D-4	046-251-0009
栗原小学校	栗原中央6-8-1	④B-5	046-251-0074
相模野小学校	広野台1-41-1	②C-5	046-251-0625
相武台東小学校	栗原1302	④B-1	046-251-6446
ひばりが丘小学校	ひばりが丘4-4-1	④D-5	046-252-1124
東原小学校	東原2-6-1	⑥D-1	046-253-3145
相模が丘小学校	相模が丘3-1-1	②B-5	046-254-8202
立野台小学校	立野台1-1-3	④A-5	046-254-8100
入谷小学校	入谷西5-8-1	⑤D-1	046-253-7211
旭小学校	ひばりが丘5-43-1	④D-4	046-253-2255
中原小学校	西栗原2-16-1	⑥A-3	046-251-3882

●中学校

施設名	所在地	地図座標	電話番号
座間中学校	緑ヶ丘4-6-10	④A-3	046-251-0135
西中学校	座間2-1230	③C-5	046-251-2277
東中学校	ひばりが丘5-57-1	④D-5	046-253-3357
栗原中学校	栗原中央6-4-1	④B-5	046-254-9977
相模中学校	相模が丘6-35-1	②D-5	046-253-2183
南中学校	南栗原3-8-1	⑥C-2	046-256-0700

✓ 通学区域

市では、住所によって就学する学校を指定する、「通学区域制度」を採用しています。詳しくは、担当へお問い合わせください。

✓ 入学

入学する年の1月末までに就学校を指定する「就学通知書」を送ります。通知が届かない場合や通知を受けた後で住所を変更した場合は、担当へお問い合わせください。教育委員会が認める特定要件に該当するときは、指定した就学校を変更することができます。詳しくは、担当へお問い合わせください。

国・県・私立学校へ入学する場合は「入学承諾書」を市役所5階学校教育課へ持参し、区域外就学の届け出をしてください。

✓ 外国籍の子どもの就学

外国籍の子どもが市立小・中学校へ就学を希望するときは、申請手続きが必要です。詳しくは、担当へお問い合わせください。

✓ 市内の学校への転入学

転居・入の手続き後、市役所5階学校教育課で発行する「転入学通知書」と前の学校で発行された「在学証明書」、「転学児童(生

徒)教科用図書給与証明書(転居の場合は不要)」を転校先の学校へ提出してください。

✓ 市外の学校への転学

在学していた学校から「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」の交付を受け、転学先の学校に提出してください。

✓ 学校災害見舞金

市立小・中学校の児童・生徒が、学校の管理下で災害により負傷・発病した場合や、それが原因で障がいが残ったり、死亡したりした場合に学校災害見舞金を支給します。

就学援助

✓ 就学費の援助

子どもたちが等しく学習できるように経済的理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助します。毎年3月ごろに全児童・生徒を通じて配布する保護者用案内パンフレット「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当 学校教育課 ☎ 046-252-8739 FAX 046-252-4311

奨学金

4月に高等学校、高等専門学校に進学を希望する中学生で、経済的に困難な家庭の方を対象とした無利子の奨学金制度があります。貸付額は公立10万円、私立20万円以内です。なお、他の奨学金を受けている方は申請できない場合があります。詳しくは、各中学校または担当へお問い合わせください。

担当 教育総務課 ☎ 046-252-8347 FAX 046-252-4311

教育支援教室「つばさ」

心理的な原因から登校しない、あるいは登校したくてもできない小・中学生が、在籍する学校に籍を置いたまま通室する教室です。「家庭から出られなくなっている児童・生徒に安心して生活できる場を設けよう」ということを大切に、児童・生徒一人一人の精神的自立を援助し、学校復帰できる活力を養えるようなさまざまな活動プログラムを行っています。

担当 教育相談専用電話 ☎ 046-259-2164または各学校へ
教育研究所 ☎ 046-252-8460 FAX 046-252-4311

広告

理容室 エリアマップ4図 A-4

平日夜9時まで受け付け、お仕事帰りにどうぞ

理容室
Cozy コージーバ〜

皆様にとってより快適でリフレッシュできる理容室であるよう、当店のサービスにはあらゆる心掛けをおこなっております。

■座間市緑ヶ丘1-15-23 ■TEL:046-244-4417
■営業時間/平日9:00~21:00 土・日・祝9:00~18:00
■定休日/月曜 ※ホームページをご確認ください
■URL:https://www.cozy-bar.com/

P あり(3.5台)





健康・福祉



検診・予防接種

検診

詳しくは、広報ざま、市ホームページ、保健衛生のお知らせなどをご覧ください。

がん検診

検診名	対象	検診内容
肺がん検診	40歳以上	施設検診 年1回
前立腺がん検診	50歳以上の男性	施設検診 年1回
胃がん検診	40歳以上	集団検診 年1回
大腸がん検診	40歳以上	施設・集団検診 いずれか年1回
子宮がん検診	20歳以上の女性	施設・集団検診 いずれか年1回
乳がん視触診検診	30歳以上の女性	施設検診 年1回
乳がんマンモグラフィ検診	40歳以上で 偶数年齢の女性	施設・集団検診 いずれか2年に1回
口腔がん検診	年齢制限なし	広報ざま、市ホームページ をご覧ください
胃がんリスク検診	40～70歳で過去に 受診していない方	施設検診1回のみ

成人歯科健康診査

40歳以上の方が年1回受診できます。

妊婦歯科健康診査

妊娠中に1回受診できます。

肝炎ウイルス検診

40歳以上の方で過去に受診していない方が1回のみ受診できます。

担当 健康づくり課 ☎046-252-7225 FAX 046-255-3550

予防接種

市では、法律で定められた予防接種を実施しています。指定医療機関など詳しくは、市ホームページまたは保健衛生のお知らせをご覧ください。

※定められた年齢外・接種方法以外、指定医療機関以外で接種した場合の接種費用は、有料となります。

健康相談

健康相談

健康全般について心配のある方は、身体測定、血圧測定、体脂肪測定と併せて、保健師や栄養士による相談を受けられます。詳しくは、広報ざま、保健衛生のお知らせをご覧ください。

個別健康相談

健康全般について、保健師や栄養士が個別に相談に応じます。希望者は、担当へ電話予約をしてください。

担当 健康づくり課 ☎046-252-7225 FAX 046-255-3550

座間市 24時間健康電話相談

P22をご覧ください。

担当 医療課 ☎046-252-7295 FAX 046-252-7043

市民健康センター

市民健康センター

P74をご覧ください。

担当 健康づくり課 ☎046-252-7995 FAX 046-255-3550

高齢者

後期高齢者医療制度

神奈川県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営しています。

●被保険者

- ①75歳以上の方(75歳の誕生日から資格取得)
- ②65～74歳で一定の障がいがあることについて広域連合の認定を受けた方(認定日から資格取得)

●医療費負担

掛かった医療費の1割または3割が負担分となります。自己負担割合は、毎年8月1日に図1の通り判定します。3割に該当する方で、図2で1割に該当する方は、申請書を提出し認定を受けると申請月の翌月から1割になります。

図1 課税所得による判定

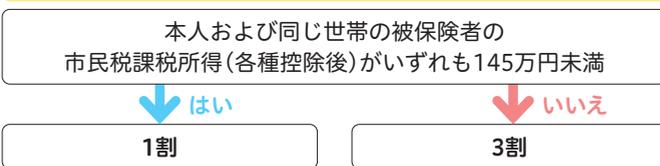
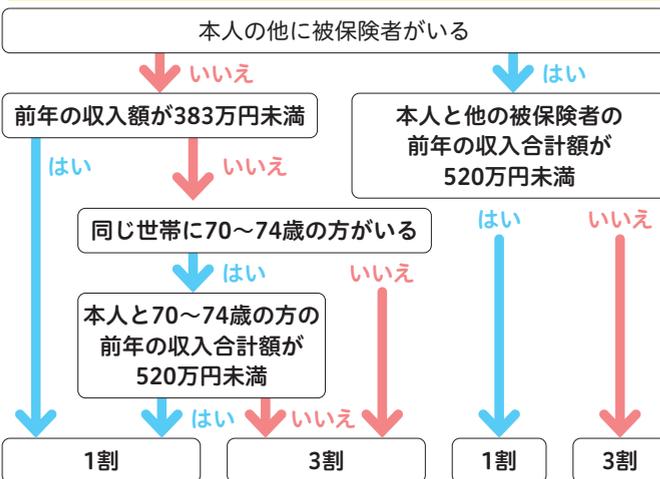


図2 収入金額による判定



●保険料

被保険者個人ごとに、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となります。

原則として、年金から天引き(特別徴収)となりますが、年金額が一定の基準以下の方などは、納付書(普通徴収)などで納付してください。

●各種届出

直接市役所1階医療課へ

→ 県後期高齢者医療広域連合コールセンター

☎0570-001120(ナビダイヤル)

担当 医療課 ☎046-252-7213 FAX 046-252-7043

後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度加入者に対し健康診査を実施しています。
※受診方法は個別にお知らせします。

担当 健康づくり課 ☎046-252-7225 FAX 046-255-3550

介護保険

介護が必要となった場合に、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスが受けられる社会保険制度です。40歳以上の全ての方が加入することになっており、加入手続きは不要ですが、サービスの利用には申請が必要です。

✓ 介護保険の対象者

介護保険の被保険者は年齢で次の2種類に分けられ、保険給付の条件や保険料に区分が設けられています。

●第1号被保険者(65歳以上の方)

介護が必要になったときに、サービスが受けられます。保険料の納付は、原則として年金からの差し引きとなります。

●第2号被保険者(40～64歳の医療保険加入者)

政令で定められた病気が原因で介護が必要になったときに、サービスを受けることができます。保険料の納付は、加入している医療保険の保険料(税)と介護保険料を合算して納めます。

✓ 介護保険のサービス

<要介護認定>

本人または家族が「要介護認定」を申請してください。来庁できない方は、事業者などに申請の代行を依頼できます。介護認定審査会が要介護度の判定を行い、決定した利用限度額に基づいてサービスを受けることができます。詳しくは、担当にお問い合わせください。

<介護予防・日常生活支援総合事業の対象者(事業対象者)>

本人または家族が地域包括支援センター(56ページ参照)へ申請してください。同センター職員が本人の心身の状態を確認し、事業対象者と認定した場合にサービスを受けることができます。詳しくは、担当へお問い合わせください。

<介護保険で受けられるサービス>

介護保険で受けられるサービスは53ページの通りです。なお、介護保険のサービスを利用した場合、原則として利用者は掛かった費用の1～3割を自己負担します(負担割合は変更の場合あり)。

担当 介護保険課 ☎046-252-7538 FAX 046-252-8238

広告

株式会社エクスオジャパン

住宅型有料老人ホーム
「ムート座間くりはら」

ムートは古代エジプト語で「母」の意味です。「母」のような愛情あふれるケアを!」をモットーに、入居者様が日々を自分らしく楽しんでいただけるよう、真心を込めた運営に努めております。

南栗原2-3-3(エリアマップ)C-1
☎046-244-5138 <http://exeo-japan.com>

<在宅サービス>

名称	内容	利用者		
		要介護	要支援	事業対象
居宅介護・介護予防支援、介護予防ケアマネジメント	介護サービス計画の作成・調整	○	○	○
訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーによる家事援助・身体介護	○	○	○
総合事業訪問型サービスA	ホームヘルパーによる家事援助	×	○	○
訪問入浴介護	巡回入浴車による入浴介助	○	○	×
訪問看護	看護師などによる診療補助・療養上の世話	○	○	×
訪問リハビリテーション	理学療法・作業療法士による心身機能維持・回復のためのリハビリ	○	○	×
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などによる療養上の管理・指導	○	○	×
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院での心身機能維持・回復のためのリハビリ	○	○	×
通所介護、総合事業通所型サービス（19人以上のデイサービス）	特別養護老人ホームや老人福祉センター、デイサービスセンターなどでの日常生活介助と機能訓練	○	○	○
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどでの短期間入所による日常生活介助と機能訓練	○	○	×
短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などでの短期入所による日常生活介助・看護と機能訓練	○	○	×
福祉用具貸与	車いす、介護用ベッドなどの貸与	○	○	×
福祉用具購入費支給	ポータブルトイレ購入費などの原則7～9割支給	○	○	×
住宅改修費支給	手すり取付、段差解消などの小規模住宅改修費用の原則7～9割支給	○	○	×
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などでの日常生活介助と機能訓練	○	○	×

<地域密着型サービス>

名称	内容	利用者		
		要介護	要支援	事業対象
地域密着型通所介護、地域密着型総合事業通所サービス（18人以下のデイサービス）	事業所での日常生活の介助と機能訓練	○	○	○
小規模多機能居宅介護	通所や訪問、短期間入所を組み合わせた食事、入浴などの介護・支援	○	○	×
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能居宅介護と看護を組み合わせたサービス	○	×	×
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が共同生活できる場（住居）での食事、入浴などの介護・支援・機能訓練	○	△ （要支援2のみ）	×
定期巡回・随時対応型介護看護	介護職員と看護師の定期的な訪問、通報などによる随時対応	○	×	×

<施設入所サービス>

名称	内容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、在宅介護が困難な方を対象にした日常生活の介助と健康管理など
介護老人保健施設	病状の安定している方を対象とした日常生活の介助と機能訓練など
介護療養型医療施設、介護医療院	長期療養が必要な方を対象とした医療と看護、日常生活の介助、健康管理など

※要支援認定者、事業対象者は利用できません。

担当 介護保険課 ☎046-252-7538 FAX 046-252-8238

広告

介護 エリアマップ6図 B-1

一人ひとりに向き合い、気持ちに寄り添う介護

有限会社ふれんどりい

ふれんどりいでは、お年寄り一人ひとりの思いや願いを大切にします。HPはこちら <https://zama-friendly.com/>

通所介護：デイサービスふれんどりい Tel.255-5666
おけいこサロン寿 Tel.200-9780
小規模多機能型居宅介護事業所：ふれんどりいの郷 Tel.210-3811
ふれんどりいの家 Tel.298-1177 お気軽にお問い合わせください



住み慣れた地域・自宅で安心して過せるように

茜ケアサービス

茜ケアサービス株式会社
座間市栗原中央1-31-24
(エリアマップ④B-4)
☎046-256-6680

- 訪問介護
- 居宅介護支援
- 茜デイサービス
- 茜ケア訪問看護ステーション

生きがい・地域交流・健康づくり

✓ シルバー人材センター

働くことに生きがいを求め、技術や経験を生かしながら社会参加を望む方が会員となり、会員相互の自主的な運営によって仕事を請負い、会員それぞれが希望する仕事に従事しています。

●対象

おおむね60歳以上の方

●お問い合わせ

(公社)座間市シルバー人材センター

小松原1-45-21生きがいセンター内 [マップ④D-2](#)

☎046-254-5361

✓ 老人憩いの家

会合や憩いの場として市内に7カ所の老人憩いの家があり、相互の交流や憩いの場として広く活用されています(月曜日休館)。

●対象

おおむね60歳以上の個人および団体

憩いの家名	所在地	地図座標	電話番号
相模が丘 老人憩いの家	相模が丘 2-43-39	②C-4	046-256-4124
ひばりが丘 老人憩いの家	ひばりが丘 1-41-6	④D-3	046-256-4013
立野台 老人憩いの家	立野台3-20-41	⑥A-1	046-256-4011
相武台 老人憩いの家	相武台4-5-24	④A-2	046-255-3781
栗原 老人憩いの家	栗原中央5-8-1	⑥C-1	046-252-5997
座間 老人憩いの家	座間2-2765	③C-4	なし
入谷 老人憩いの家	入谷東3-34-16	⑤E-1	046-251-0102

✓ 高座施設組合屋内温水プール利用料金助成

高座施設組合屋内温水プール利用料金の半額を助成します。

●対象

65歳以上の方

●場所

高座施設組合屋内温水プール

海老名市本郷20番地の1

☎046-238-8780

✓ 老人クラブ運営費助成

体育祭、ゲートボール大会、寿大学、趣味の作品展、演芸大会などの事業を行っている老人クラブの運営費を助成しています。

●対象

60歳以上でおおむね30人以上の、市老人クラブ連合会に加入している老人クラブの団体

●お問い合わせ

市老人クラブ連合会事務局(ソレイユごま)

市社会福祉協議会内 [マップ④A-4](#) ☎046-266-2001

✓ チョッピー先生活動(社会貢献活動)

高齢者の持つ技術や経験を事前に登録しておき、地域や団体、学校などの要請に対し「チョッピー先生」として派遣して、各種の技能を教える活動をしています。手工芸、文芸、スポーツ、芸能踊り、芸能唄詩吟、よろず、おはやしの7部門があります。

●お問い合わせ

チョッピー先生連絡会事務局

市社会福祉協議会内 [マップ④A-4](#) ☎046-266-2001

✓ 敬老祝金

長寿を祝して、敬老祝品・祝金を贈呈しています。

●対象

9月15日現在、市内に引き続き3カ月以上居住し、住民登録をしている88歳、100歳以上の方

担当 福祉長寿課 ☎046-252-7127 FAX 046-255-3550

在宅福祉サービス

✓ ひとり暮らし高齢者の登録と訪問

一人暮らし高齢者を市に登録し、緊急時に迅速に対応が可能となるようにしておくものです。また、地区担当民生委員が定期的に家庭訪問します。

●対象

65歳以上で同居する家族がいない方で親族やケアマネジャー、ヘルパー等による2カ月に1回以上の訪問や外出の機会がなく、真に見守りを必要とする方

✓ 緊急通報システム機器の貸与

緊急通報や健康相談ができる発信機などを貸与しています(一部利用者負担あり)。

●対象

65歳以上の方のみまたは65歳以上の方と重度障がい者で構成される世帯で心疾患、喘息発作のために日常生活に注意を要する方、75歳以上で一人暮らしの方、85歳以上だけの世帯の方

✓ 認知症高齢者等見守りネットワーク

徘徊の恐れがある認知症高齢者の情報を登録しておき、行方が分からなくなったときに関係機関と協力し、より早い発見に

つなげます。徘徊早期発見につながるステッカーの配布や65歳以上の在宅登録者を対象に家族へ24時間位置情報を知らせる「位置検索用機器」の貸与(一部利用者負担あり)を行います。

寝たきり高齢者理容料等の助成

理美容組合に加入している理髪店や美容店を利用できる理髪・美容助成券(年間最大4枚、出張助成券)を交付します。

●対象

65歳以上の寝たきり高齢者で介護保険法の要介護4または要介護5と認定された方(生活保護受給者は対象外)

寝具乾燥・丸洗いサービス

寝具(掛布団・敷布団・毛布)の「丸洗い乾燥(年3回)」と「乾燥(年3回)」を実施しています。介護保険料段階により、一部利用者負担があります。

●対象

65歳以上で寝たきりおよび認知症などにより寝具類の衛生管理を必要とする方

家具等転倒防止対策

地震などの災害から生命の安全と財産を守るため、家具に転倒防止板を取り付けます。設置できる家具は、背面を壁に接する床置型のたんす、食器棚、本棚などで、1世帯4台まで設置できます(転倒防止板などは実費負担)。

●対象

自力では家具転倒防止対策を実施することが困難な65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の高齢者だけの世帯、身体障害者手帳1級または2級の障がい者だけの世帯の方
※市民税非課税世帯は取り付け費用は掛かりませんが課税世帯では費用負担があります。
※過去に利用されたことのある方は除きます。

養護老人ホームへの措置入所

心身の機能が減退して日常生活に支障があり、住宅に困窮しているなど、家庭での生活が困難な場合に養護老人ホームを利用できます。所得に応じて、本人および家族に一部自己負担があります。

●対象

原則65歳以上で市民税非課税世帯の方

移送サービス

病院への通院や入退院のときなどに福祉車両により送迎します(要事前予約)。

●**範囲** 市役所を中心とした半径15キロメートル圏内

●利用者負担額

利用者の乗車地から目的地までの距離による利用者負担あり

※詳しくは、事業実施先へお問い合わせください。

●対象

在宅で身体障がいのために歩行が困難な方または寝たきりなどの状態により一般の交通機関を利用することが困難な方

●事業実施先

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけっと
☎046-254-1236

生活支援型短期入所事業

介護者の病気、事故、出産その他の社会的理由により介護が受けられない場合や、社会適応が困難な状態などの場合に、市が契約する養護老人ホームを7日以内で利用できます。1日当たり定額の費用負担があります。

●対象

おおむね65歳以上で市民税非課税世帯の方

緊急短期入所事業

寝たきりなどの高齢者を介護している方が、病気など緊急の理由で介護が困難となった場合に、市が契約する介護老人福祉施設へ30日以内で介護保険と併せて短期入所を利用できます。介護保険法に準じる費用負担があります。

●対象

市民税非課税世帯で介護を受けられない状態にある方

社会福祉士相談(成年後見制度など)

認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない方は、財産の管理や契約などの際に自分で判断することが難しい場合があります。成年後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などがご本人の権利を守り生活を支援する制度です。市では、成年後見制度などに関する相談日を開設しています。成年後見制度の具体的な利用方法や関連する支援策などについて気軽にご相談ください。原則、奇数月の第3木曜日の午後15時から実施しています。相談を希望する方は予約が必要です。

●予約受付

☎福祉長寿課 ☎046-252-7127

救急医療情報キット配布事業

救急時に救急隊員が確認できるように「かかりつけ医」「薬剤情報提供書の写し」「持病」などの医療情報を自宅で保管するためのキットを無料で配布しています。

●対象

65歳以上の方

●申請方法

本人または代理人が直接担当へ

※郵送の希望は電話で担当へお問い合わせください。

担当 福祉長寿課 ☎046-252-7127 FAX 046-255-3550

広告

外出 移送サービス エリアマップ4図 B-5

あなたのお出掛けを車と介助でお手伝いします

たすけっと

こんなときお電話ください!! ・通院・入退院の送迎が必要とき
・一人で外出するのが不安なとき・学校・施設・作業所等に通うとき

■座間市栗原中央2-21-17
■TEL:046-254-1236

■NPO法人ワーカーズ・コレクティブたすけっと (運転メンバーも募集してます)

✓ 要介護高齢者介護手当

1年以上居住の重度の介護を要する高齢者を在宅で1年以上介護している方を対象として、年額1世帯10万円を支給します。過去1年間介護サービスを受けなかったなど、一定の要件を満たす必要があります。

✓ おむつ等支給事業

在宅で生活しており、寝たきりや認知症によって常時おむつを必要とする方を介護している家族に対して、年6回おむつを支給します。支給対象者の要件が変更になりました。

その他のサービス

✓ おむつ使用証明書に代わる書類

確定申告の際に添付することにより、医療費控除が受けられる証明書を発行します。

●対象

6カ月以上寝たきり状態にある方または同様と認められる方で、医師からおむつの使用が必要であると証明された方

●申込方法

市役所1階介護保険課で配布する「おむつ使用証明書」(市ホームページからダウンロード可)に医療機関(主治医)から証明をもらい直接担当へ

※確定申告2回目以降に必要な「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」については、介護保険課☎046-252-7084へお問い合わせください。

✓ 障害者控除対象者認定書

所得税法、地方税法の規定による障害者控除対象者認定書の交付をしています。

●対象者の認定方法

- ・65歳以上で介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方は要介護度および認定資料における日常生活自立度に基づき審査した上で、障がい者あるいは特別障がい者に認定
- ・上記以外の方で、知的障がい者に準じる方は精神科医、身体障がい者に準じる方は指定医師(身体障害者福祉法の規定による)の障害者控除対象者認定に係る診断書の提出により審査した上で認定

✓ 地域包括支援センター

市の委託を受けて、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関で、以下の業務を行います。

- ・高齢者についての生活や介護の相談・支援
- ・要支援と判定された方や介護が必要になる恐れのある方を対象としたサービスの計画作成や評価
- ・高齢者の権利擁護のための取り組み(虐待防止や成年後見制度の案内など)
- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすための、ケアマネジャーへの助言や医療機関との調整 ※市外局番は046です。

施設名	所在地	地図座標	電話番号	ファクス番号	担当地域
相模が丘地域包括支援センター	相模が丘6-30-12	②D-5	266-5222	256-0650	相模が丘
ひばりが丘地域包括支援センター	ひばりが丘5-21-29	④D-3	255-2555	255-1666	小松原、ひばりが丘、東原
栗原地域包括支援センター	栗原中央6-1-18	④B-4	251-1167	251-9300	西栗原、栗原中央、南栗原、さがみ野
相武台地域包括支援センター	栗原1261-1	④B-1	258-2030	257-1803	明王、栗原、広野台、相武台、緑ヶ丘2～6丁目
立野台地域包括支援センター	緑ヶ丘1-2-1	④A-4	266-2005	266-2017	緑ヶ丘1丁目、立野台、入谷東
新田宿地域包括支援センター	新田宿623	⑤B-1	256-9007	251-8383	入谷西、座間、新田宿、四ツ谷

担当 介護保険課 ☎046-252-7538 FAX 046-252-8238



障がい者

障がいのある方は、障害者手帳の交付を受けることで各種のサービスを受けることができます。障がいの内容や等級によって受けられるサービスが異なります。詳しくは担当へお問い合わせください。

障害者手帳

●身体障害者手帳

身体に障がいのある方へ交付

●療育手帳

知的障がいのある方へ交付

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方へ交付

障害者自立支援制度

●対象

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方、または総合療育相談センター、児童相談所で知的障がいがあるとされた方が対象になります。介護保険の対象となる方は、原則として介護保険の制度を利用します。

●内容

[介護給付]

居宅介護(家事援助・身体介護など)、行動援護、生活介護(障害者施設への通所)、その他(短期入所・施設入所支援など)

[地域生活支援事業]

移動支援、日中一時支援、コミュニケーション支援、相談支援、日常生活用具給付(ストマ用器具など。購入前に要相談)、入浴サービス、生活サポート、自動車運転免許取得、自動車改造費助成

[訓練等給付]

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)

[補装具]

視覚障がいのある方の白杖や下肢障がいのある方の下肢装具、聴覚障がいのある方の補聴器など

※障がいの程度や内容で補装具の内容が異なります。

※購入前に必ずご相談ください(申請書・判定書・指定業者の見積書が必要)。

※介護保険に該当する方は「介護保険福祉用具貸与(購入)制度」の対象となる場合があります。

[自立支援医療]

精神科通院、更生医療、育成医療

●費用負担

利用者および同一世帯員の市民税課税の有無、利用者本人の収入額などで自己負担額(原則1割負担)が決まります。

※自立支援医療の精神科に通院し、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は、医療費の自己負担額を助成する制度があります(申請・相談は市役所1階医療課へ)。

※自立支援医療の更生医療・育成医療の対象者は、自己負担額を助成する制度があります(申請・相談は市役所1階障がい福祉課へ)。

●利用方法

介護給付、訓練等給付は、障害支援区分認定調査を受けた後、審査会が障害支援区分を決定します。

その後、障害福祉サービス受給者証が発行され、申請者が事業者と利用契約を結び利用開始となります。

地域生活支援事業、補装具、自立支援医療の申請は連絡の上ご相談ください。

※障害支援区分や年齢・障がいによって受けられるサービスが異なります。

障がい児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

リハビリ専門職相談

障がいのある方(小学生~40歳未満、病院などでリハビリを受けていない方)やその家族に対して、理学療法士、作業療法士による相談支援を行っています。詳しくは担当へお問い合わせください。

乳幼児発達支援

障がいや発達の遅れの疑いがある乳幼児を、母子活動を通して成長・発達を促し、保護者の支援も行います。また、幼稚園・保育園の巡回を通して、専門的な立場から個別相談に応じ、支援します。

発達相談

理学療法士が乳幼児期の運動発達面の相談に応じます。

担当 障がい福祉課 ☎046-252-7132 FAX 046-252-7043

各種手当・助成

種別	対象	内容
心身障害者医療費援助 (担当は医療課)	身体障害者手帳1～3級精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方、知能指数50以下の判定を受けている方、療育手帳A1・A2・B1の交付を受けている方	保険診療の自己負担の全額または一部を補助
心身障害者手当	身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方、知能指数50以下の判定を受けている方(または療育手帳A1・A2・B1の交付を受けている方)	保険診療の自己負担の全額または一部を援助
重度心身障害児者介護手当	在宅で常時介護が必要な3歳以上65歳未満の重度身体・知的障がい者を常時介護している方 ただし、障がい者が就労、通学・通園している場合、居宅福祉サービス(自立支援制度)を利用している、または介護者が就労(パート含む)している場合は対象になりません。	年1回支給
神奈川県在宅 重度障害者手当※	8月1日現在、2月1日から県内に1年以上居住し、在宅で常時介護が必要な65歳未満の重度身体・知的障がい者	年1回、6万円を支給
理髪・美容助成	4月1日現在、身体障害者手帳(1級・2級)、療育手帳(A1・A2)、または知能指数35以下の方	寝たきり…出張券5,700円を4枚 非課税世帯…助成券2千円を6枚
障害児福祉手当※	在宅で常時介護が必要な20歳未満の重度障がい児	年4回支給
特別障害者手当※	在宅で常時介護が必要な20歳以上の重度障がい者	
福祉タクシー (自動車燃料給油)利用 券、福祉タクシー利用券	身体障がい 視覚・下肢・体幹障がい1・2級、 上肢・内部障がい1級の方	福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券 を支給
	知的障がい 療育手帳A1・A2または知能指数35以下の方	
	特定疾患、小児特定疾患	
バス回数券支給事業	精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方	精神障がい1級の方は、いずれかを選択。 2、3級の方は、福祉タクシー利用券 とバス回数券のどちらかを選択
自動車運転免許取得費・ 自動車改造費※	身体障害者手帳の交付を受けている方	障がいの等級による制限があるため、 事前に相談と申請が必要
住宅設備改良費※	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方(介護保険の対象となる方は介護保険が優先)	

※収入や所得税額などによる制限があります。

市障害者虐待防止センター

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した方は、一人で抱え込まず、速やかに障害者虐待防止センターに通報してください。

☎046-252-7132 FAX 046-252-7043

(休日・夜間☎046-255-1111)

税金の減免・控除、公共料金・運賃の減免

環境性能割・自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)

障がい者または同一生計の家族が所有し、障がい者の外出に使用する自動車は、障がいの種別や等級によって減免します。

●環境性能割・自動車税(種別割)

➡ 厚木県税事務所 ☎046-224-1111

●軽自動車税(種別割)

➡ 市民税課 ☎046-252-8004

●所得税・相続税・個人住民税の障害者控除

障がい者が納税者または控除の対象となる配偶者や扶養親族である場合、障がいの等級により所得から控除します。

●所得税

➡ 大和税務署 ☎046-262-9411

●相続税

➡ 大和税務署 ☎046-262-9411

●個人住民税

➡ 市民税課 ☎046-252-8833



公共料金

NHK放送受信料、水道料金・下水道使用料、粗大ごみ収集手数料は、各担当に申請することで障がいの等級や内容により減免します。

●NHK放送受信料

障がい福祉課 ☎046-252-7978

●水道料金・下水道使用料

➡ 水道料金お客様センター ☎046-266-5520

※詳しくはP66をご覧ください。

●粗大ごみ収集手数料(年間5点まで)

資源対策課 ☎046-252-7560

交通機関の運賃

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方に対して、バス運賃・有料道路通行料金の割引が受けられます。ただし障がい程度によって内容が異なります。

鉄道・航空運賃については、障がいの内容により割引されることがあります。詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

担当 障がい福祉課 ☎046-252-7978 FAX 046-252-7043

障がい者施設

名称	所在地	電話番号	地図座標
(障がい者施設)障害者総合支援法 訪問系・通所系			
ワーカーズ・コレクティブ風	入谷東3-8-9	046-253-5529	③E-5
てまりホームヘルプサービス	入谷東3-22-11	046-257-8754	⑤E-1
さくらの郷	入谷東4-37-11	046-256-9602	⑤E-2
ゆめひろば	入谷西2-53-14	046-259-5120	③D-5
ケアサービス サンセール	入谷西3-17-15	046-298-5855	③E-5
ニチイケアセンター座間入谷	入谷西3-21-18-201	046-252-2070	③E-5
株式会社 スカイプラザ	入谷西5-49-9	046-256-0422	⑤D-1
トランステック作業所	栗原871-1	046-254-5442	④C-3
さくらんぼ	栗原1151-1	046-255-5583	④B-3
訪問介護事業所チェリーブロッサマーズ悠	栗原中央2-23-17-2	080-6523-6536	④B-5
座間市立もくせい園	栗原中央6-7-27	046-253-0804	④B-5
いぶき	小松原1-45-21座間市立生きがいセンター内	046-253-0835	④D-2
アガベサポートセンター	小松原2-10-14	046-254-7111	④D-3
ヘルパーステーションこもれび	相模が丘1-22-22-602	042-851-5406	②C-3
ヘルパーステーションぴーぷる	相模が丘1-40-15	046-252-6906	②B-4
アンダンテ	相模が丘4-27-6	046-259-8940	②C-5
いずみふどう園	相模が丘4-60-3	046-206-4477	②D-5
ひばり訪問看護ステーション小田急相模原	相模が丘4-63-7	046-259-7261	②D-5
ニチイケアセンター座間	相模が丘5-11-1-102	042-767-2077	②C-3
いずみの郷	座間1-3409-2	046-252-5556	③D-3
ひばり訪問看護ステーション座間	座間1-3412-1	046-240-0592	③D-3
たからじま	新田宿8-8	046-259-6167	③C-5
あおば福祉サービス	新田宿207	046-298-0022	⑤C-2
クローファ	相武台1-35-25-101	046-259-7878	④A-1
あおば福祉サービス 相武台	相武台2-36-8-101	046-298-7851	②B-5
うるわしの羽	相武台3-6-24-201	046-259-8285	④B-1
セントケア座間	相武台3-27-46-200	046-298-1050	④B-1
縁の家	東原1-10-62	046-257-3539	④C-5
ざま福祉会	東原4-12-51	046-253-6702	⑥D-2
ケアサポートあおぞら	ひばりが丘1-37-18-104	046-251-1515	④E-4
ひばり介護サービス	ひばりが丘1-41-1	046-259-5038	④D-3
総活躍 座間	緑ヶ丘1-1-26	046-211-8485	④A-3
グローリー	緑ヶ丘5-4-25	046-244-5404	④A-3
きづき	緑ヶ丘5-6-28	046-244-6915	④A-3

名称	所在地	電話番号	地図座標
(障がい者施設) 障害者総合支援法 居住系・短期入所			
こすもす	入谷東4-60-31	046-204-9380	⑤E-2
ソーシャルインクルーホーム座間入谷	入谷東4-61-37	046-240-8319	⑤E-2
ケアホームいっぽ	入谷西2-50-20	046-244-3920	③D-4
カランドリエ座間	栗原中央4-25-9	046-264-9077	⑥B-1
アガペギ番館	小松原2-10-14	046-254-7111	④D-3
L I F E きづき	相模が丘1-39-1	042-815-5155	②B-4
ケアホームスマイルⅡ	相模が丘2-32-2	042-705-7557	②C-3
ケアホームスマイルⅠ	相模が丘2-32-23	042-705-2556	②C-4
わおん座間 相模が丘	相模が丘4-33-10	046-212-2640	②C-5
ジョイフルきづき	相模が丘6-1-8	042-815-5155	②C-4
ひまわり相武台下	座間1-4203-6	046-408-1711	③D-4
ケアホームドウ	座間2-2615	046-244-0073	③C-5
ショートステイ宝島	新田宿8-8	046-259-6168	③C-5
ひまわりパシオン	相武台2-27-3	080-9578-4773	②B-5
わおん座間 立野台	立野台1-8-35	046-212-2640	④A-5
ソーシャルインクルーホーム立野台	立野台2-13-4	046-259-6397	⑥A-1
わおん座間 西栗原	西栗原1-7-37	046-212-2640	⑥B-2
短期入所みどり	東原1-10-62	046-251-1596	④C-5
生活ホームみどり	ひばりが丘1-29-5	046-258-3115	④E-3
ソーシャルインクルーホーム座間四ツ谷	四ツ谷6-3	046-259-7731	⑤D-2
(障がい者施設) 障害者総合支援法 計画相談			
神奈川ライトハウス相談支援センター	入谷東3-55-1C-202	046-205-6040	③E-5
ワークス・コレクティブ風	入谷東3-8-9	046-253-5529	③E-5
相談支援センター宝島	入谷西2-53-14	046-259-5120	③D-5
スカイプラザ	入谷西5-49-9	046-256-0422	⑤D-1
相談センター悠	栗原中央2-23-17-2	080-6523-6536	④B-5
アガペサポートセンター	小松原2-10-14	046-254-7111	④D-3
療育教室 歩会	さがみ野1-8-14	046-251-0461	⑥C-3
緑の家相談支援センター	東原2-8-1座間市通園センター2階	046-204-6331	⑥D-1
花音座間	ひばりが丘1-45-21	046-206-5171	④D-3
アイラックサポート	東原4-23-13	046-206-5375	⑥D-2
座間市こころの相談支援センターnoued	緑ヶ丘4-8-5-301	046-266-1321	④A-2
相談支援事業所 P L A N きづき	緑ヶ丘5-6-24	070-4071-1464	④A-2
(障がい者施設) 児童福祉法 通所系			
ホップステップ	入谷東3-22-11	046-257-8754	⑤E-1
縁びーず	入谷東3-8-10	046-259-8183	③E-5
ファミリー・キッズ座間	入谷西5-5-14-1	046-259-8193	⑤D-1
ファミリー・キッズ座間2	栗原中央3-28-8-1	046-244-4282	④B-5
にこにこチャイルドおだきゅうさがみはら	相模が丘1-21-42-1	042-701-6877	②C-3
療育教室 歩会	さがみ野1-8-14	046-251-0461	⑥C-3
はあとふるキッズさがみ野	さがみ野2-11-6-A	046-204-9645	⑥D-3
アイラック	東原4-23-13	046-206-5375	⑥D-2
イチ児童デイサービス緑ヶ丘	緑ヶ丘1-1-26-2F	046-257-5200	④A-3
座間市サニーキッズ	緑ヶ丘1-2-1総合福祉センター内	046-252-7176	④A-4
One step smile 座間教室	緑ヶ丘1-15-35-102	046-200-7170	④A-5
放課後等デイサービス オリーブ	四ツ谷499	046-204-5577	⑤D-2
(障がい者施設) 障害者総合支援法 地域生活支援事業所			
てまりホームヘルプサービス	入谷東3-22-11	046-257-8754	⑤E-1
神奈川ライトハウス	入谷東3-55-1星野ハイツC-102	046-205-6040	③E-5
ケアサービス サンセール	入谷西3-17-15	046-298-5855	③E-5
株式会社 スカイプラザ	入谷西5-49-9	046-256-0422	⑤D-1
訪問介護事業所チェリーブロッサマーズ悠	栗原中央2-23-17-2	080-6523-6536	④B-5
アガペセンター	小松原2-10-14	046-254-7111	④D-3



名称	所在地	電話番号	地図座標
ヘルパーステーションこもれび	相模が丘1-22-22-602	042-851-5406	②C-3
えのきの里	相模が丘4-16-28	046-257-6210	②C-5
療育教室 歩会	さがみ野1-8-14	046-251-0461	⑥C-3
赤い屋根	座間2-969	046-400-9174	⑤C-1
サポートゆめひろば	座間2-969	046-400-9174	⑤C-1
あおば福祉サービス	新田宿207	046-298-0022	⑤C-2
緑の家	東原2-8-1座間市通園センター1階	046-254-2655	⑥D-1
ケアサポートあおぞら	ひばりが丘1-37-18	046-251-1515	④E-4
かざぐるま	緑ヶ丘1-11-19	046-255-6160	④A-4
Tisse(ティセ)	緑ヶ丘4-8-5グリーンヒル1階	046-283-5681	④A-2
ウインディーザマ	緑ヶ丘5-4-25	046-252-5117	④A-3
〔介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)〕			
座間苑	新田宿151	046-256-3363	⑤C-1
栗原ホーム	栗原中央6-1-18	046-251-1166	④B-4
ベルホーム	栗原1261-1	046-257-1121	④B-1
サライ	小松原1-17-15	046-298-6511	④D-2
第二座間苑	新田宿623	046-200-8338	⑤B-1
太陽の家座間	座間2-861-1	046-298-5133	⑤C-1
〔介護老人福祉施設(老人保健施設)〕			
老健さがみ	相模が丘6-21-27	046-266-5010	②D-5
神奈川セントラルケアセンター	栗原912-2	046-298-2277	④C-3
〔認知症対応型共同生活介護〕			
グループホーム小松原	小松原1-28-14	046-298-3360	④D-2
グループホームあいち	相武台1-11-5	046-298-7021	②B-5
愛の家グループホーム座間	座間2-2884	046-252-3300	③D-5
愛の家グループホーム座間西栗原	西栗原2-15-58	046-252-3500	⑥A-2
グループホーム イー・ケア座間	栗原中央3-10-1	046-257-1226	⑥B-1
花物語ざま	南栗原4-30-40	046-252-3787	⑥C-3

サニープレイス座間(総合福祉センター)

サニープレイス座間(総合福祉センター)

P74をご覧ください。

大和斎場

施設の内容

火葬炉8炉、待合室10室(定員:36人)、収骨室2室、式場4室(第1・2式場は各約80人、第3式場は約120人、第4式場は約30人)、安置室1室(4体まで収納)。

使用料金

施設	使用利用	備考
式場	第1・2・3式場	各5万円
	第4式場	3万円
火葬炉	1万円	12歳以上の場合の使用料
安置室	3千円	1日当たり

※死亡した方が死亡したときに座間・大和・海老名・綾瀬市のいずれかに住民登録がある場合の使用料です。他の地域の方の使用料・条件など、詳しくは下記問い合わせ先へお問い合わせください。

利用方法

火葬施設と式場を使用する場合の手続きは次の通りです。

- ①予約 ☎046-264-5566(24時間電話受付)施設や日時を予約してください。
- ②市役所1階戸籍住民課に死亡届を提出し、埋・火葬許可証の交付を受けてください。
- ③斎場使用の申請
直接斎場で火葬許可証を持参し、申請および使用料を納めてください。
- ④収骨時に火葬許可証の裏面に火葬証明を付して返却するので、納骨の際に墓地の管理者などに提出してください。

➔ 大和斎場 ☎046-264-5566 FAX 046-264-5564

担当 健康づくり課 ☎046-252-7995 FAX 046-255-3550



生活環境

資源物とごみの収集

資源物とごみの地区別収集日程

下表のカレンダーに従って、午前8時30分までに所定の場所に出してください。

詳細な内容については、各地域に「資源物とごみの分別収集カレンダー」を配布しています。詳しくは、個別配布または市役所4階資源対策課などで配布する「資源物とごみの分別収集カレンダー」をご覧ください。

地区名	月	火	水	木	金	土
相模が丘	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)	プラスチック製 容器包装	[最終週を除く毎週] 缶、瓶、紙、布、 廃食用油 [最終週] 燃えないごみ	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)	ペットボトル	
小松原、広野台、 さがみ野、 ひばりが丘	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)	プラスチック製 容器包装	ペットボトル	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)	[最終週を除く毎週] 缶、瓶、紙、布、 廃食用油 [最終週] 燃えないごみ	
新田宿、座間、 四ツ谷、相武台、 緑ヶ丘、栗原、 明王	[最終週を除く毎週] 缶、瓶、紙、布、 廃食用油 [最終週] 燃えないごみ	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)	ペットボトル	プラスチック製容 器包装	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)	
立野台、 入谷東・入谷西 (レックス座間陽 だまりの丘含む)		[最終週を除く毎週] 缶、瓶、紙、布、 廃食用油 [最終週] 燃えないごみ	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)	プラスチック製容 器包装	ペットボトル	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)
栗原中央、 南栗原、西栗原、 東原		プラスチック製容 器包装	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)	[最終週を除く毎週] 缶、瓶、紙、布、 廃食用油 [最終週] 燃えないごみ	ペットボトル	燃やすごみ、 草木類(試行運用中)

生活環境

粗大ごみ

粗大ごみを出す場合は、事前に資源対策課への申し込みが必要となりますので、電子申請(35ページ参照)または専用ダイヤルでお申し込みください。

・1点につき500円の証紙を必要枚数購入し、氏名を記入の上、ごみに貼り付けてください。

証紙は、市内など約70カ所の商店、コンビニエンスストアで販売しています。最寄りの販売店は、申し込みの際にご確認ください。

※障がい者・ひとり親家庭などは、手数料が減免されます。

・回収日の午前8時30分までに指定した場所に出してください。

➔ 粗大ごみ・草木類専用ダイヤル ☎046-252-7560

小型家電を持ち込みで回収

下記の小型家電を回収し、選別・分解を行った後に、金や銅など貴金属類を抽出して新たな製品を作る際の原材料などにリサイクルします。

●対象

携帯電話・ビデオカメラ・デジタルカメラ・ICレコーダー・電子辞書・携帯音楽プレーヤー(CD、MDプレーヤーを含む)・携帯型ゲーム機

※個人情報が含まれる製品の場合は、個人情報を消去した後、回収ボックスへ入れてください。

●回収ボックス設置場所

市役所(4階資源対策課・1階総合受付)、クリーンセンター、ノジマ座間店、スカイアリーナ座間



広告

1個の不用品から
まるごと一軒お片付けまで

家庭のゴミから事業系廃棄物までお任せください

Mizuki 株式会社 瑞輝

産業廃棄物 粗大ごみ 引越し片付け 段ボール 新聞・雑誌 オフィス古紙
見積り、相談無料です。
土曜・日曜・祝日も受付・回収OK! 安心価格で、回収にお伺い致します。

●遺品整理・片付け ●面倒な分別 ●袋詰め作業 ●運び出し作業

☎(042)730-3438

相模原市中央区松が丘2-12
https://www.538mizuki.com

資源物とごみの分け方・出し方

詳しくは各家庭に配布している「ごみ・資源物分別ガイド」をご覧ください。

燃やすごみ	●透明・半透明のポリ袋に入れ、袋の口をしっかりと縛る。 ●生ごみは十分に水切りする。
燃えないごみ	●刃物や割れ物は、新聞紙などで包み「危険物」と明記する。 ●スプレー缶やカセットボンベは中身を使いきる。 ●塗料やオイルの缶、一斗缶などは空にしてつぶす。 ●傘は骨と布に分け、布は燃やすごみの日に出す。 ●乾電池類は他の物と別の袋に入れて出す。
資源物	缶・瓶 ●それぞれ別の透明・半透明袋に入れる。 ●中身を出して水でゆすぐ。 ●アルミ缶はつぶす。 ●キャップは外し、アルミやスチールのキャップは缶として、プラスチックのキャップはプラスチック製容器包装の日に出す。
	ペットボトル ●キャップやラベルをはがして、つぶしてから出す。 ●プラスチックのキャップ、ラベルはプラスチック製容器包装の日に出す。
	プラスチック製容器包装 ●種類に関係なくまとめて透明・半透明袋に入れる。 ●汚れている物は洗うなどして汚れを取り除く。洗えない物は燃やすごみの日に出す。
	紙・布 ●種類ごとにひもで縛る。 ●箱状の物は開いてから縛る。 ●牛乳パック類は開いて水洗いし、乾かしてから縛る。 ●ミックスペーパーは紙の袋に入れ、ひもで縛る。 ●衣類は汚れを取り乾かす。水にぬれた物は資源としての処理が困難なため、雨天のときは次回にする。
	廃食用油 ●植物性の使用済たばら油などが対象。 ●揚げかすや冷えると固まる油などは取り除いてから出す。 ●ラベルを剥がしたスクリュウキャップのペットボトルに入れ、フタをしっかりと締めて、ペットボトルには「油」と記載する。
草木類(剪定枝・草・落ち葉) 【試行運用中】 ●家庭から出た草木類が対象(事業や農業で出たもの、業者が剪定したものは収集不可)。 ●1本の長さが1メートル以内、太さが20センチメートル以内のもので、太さ30センチメートル以内になるようひもなどで束ねる。透明・半透明のポリ袋へ入れた下草、落ち葉(他のごみと混ざっていないもの)も収集。分別作業に支障が出るためできる限り45~90リットルの袋で排出。 ●戸別収集も可(無料)。通行の妨げになる場合や、袋・束合計で15個以上の場合、何回かに分けて集積所に排出するか、電話で粗大ごみ・草木類専用ダイヤル(TEL046-252-7560)に申し込み。 ●原則、燃やすごみと別に収集。地域により収集が午後4時過ぎになるため、草木類のみ残っていても、持ち帰らずに集積所に置いたままにしてください。	

	品名	市で案内している収集事業者
市では収集できないごみ	コンクリート、ブロック片、土・砂・石、スプリングマットレス、塗料、灰、廃油、農機具類、耐火金庫、仏壇、タイヤ、ピアノ、バッテリー、大きさ2メートル・重さ100キログラムを超えるものなど。	・(有)善山商店 ※□囲み品は収集不可 (☎046-253-6749) ・(株)日環 ※□囲み品も収集可 (☎046-253-0008)
	家電リサイクル法の対象となる家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)	販売店、総合トランステック(株)(☎046-254-5442)、座間市リサイクル協同組合(☎046-257-7711)
	家庭用パソコン(自作パソコン含む)	製造元、リネットジャパンリサイクル(株)(☎0570-085-800)
	消火器	(有)ティ・エム・メンテナンス(☎046-252-6333)
	オートバイ・原動機付自転車	販売店、(公財)自動車リサイクル促進センター(☎050-3000-0727)
	建築・事業系廃棄物	産業廃棄物収集事業者

資源物の持ち去りは条例で禁止されています

資源物の持ち去り行為の禁止命令に違反した場合は20万円以下の罰金を科します。持ち去り行為を見掛けたら、時間、場所、車のナンバーおよび特徴などを確認して担当へご連絡ください。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

スマートフォンを利用して当日のごみ出し内容などが確認できるアプリケーションを公開しています(日本語、英語、中国語(簡体字)、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語で利用可)。

●利用方法

AppStoreまたはGooglePlayから「ごみ分別アプリ『さんあ〜る』」をダウンロード(利用料無料、通信料利用者負担)

担当 資源対策課 ☎ 046-252-7985 FAX 046-252-7616

広告



株式会社大久保

新聞・雑誌・ダンボールなど古紙の持込、引取、回収、大歓迎です！
機密書類の処分もお任せ!! ※一部有料の場合もあります。

★ 株式会社大久保 座間事業所

座間市栗原 873-16 [エリアマップ④C-3]
日産自動車隣・芹沢陸橋(☎L-☎)の先 SIP 座間インフィニティ内
TEL :046-206-4255 FAX:046-206-4266
URL:https://kk-okubo.co.jp

電動式生ごみ処理機・生ごみ処理容器購入費補助金

「電動式生ごみ処理機」および「生ごみ処理容器」を購入する世帯に、購入費を補助しています。購入後の申し込みは補助の対象となりませんので事前に担当へお問い合わせください。

電動式生ごみ処理機

●補助金額

購入価格の4分の3(100円未満切り捨て、上限5万円)

●補助制限

1世帯につき1台

生ごみ処理容器

●補助金額

購入金額の10分の9(100円未満切り捨て、上限2万円)

●補助制限

1世帯につき2台

リサイクルプラザ

マップ⑥D-1

再生家具の展示・販売を行っています。

●所在地

東原2-16-10

●開館時間

午前9時～午後5時

●休館日

毎週月曜日(月曜日が祝・休日の場合は翌日)および祝・休日の翌日、12月29日～1月3日

→ リサイクルプラザ ☎046-252-7963



靴のボックス回収

家庭で不要になった靴を回収し、国際的な支援が必要な地域に住む子どもたちに提供します。

●回収できる靴

壊れたり破れたりしていない上履き、サンダル、スニーカー、長靴、競技用シューズ(金具が付いていないもの)

●設置場所

4階資源対策課、市公民館、東地区文化センター、リサイクルプラザ

担当 資源対策課 ☎046-252-7985 FAX 046-252-7616

不法投棄は犯罪です

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条で1千万円以下の罰金または5年以下の懲役もしくはその両方など、重い罰則が規定されている「犯罪行為」です。

広告

遺品整理、ゴミ屋敷・引越片付け、便利屋、家具・家電製品回収、事業所・店舗の不用品回収

不用品の回収・買取

第3日曜日 激安販売

バルスリサイクル

バルス市 開催中

厚木市下依知2-15-12 進品整理士認定：第1SO5539号
古物許可証：第452740008100号
産業廃棄物収集運搬許可：第10402160758号

☎0120-979-574 TEL 046-265-0970 FAX 046-265-0971
★1点からでも回収にお伺いいたしますので、お気軽にお電話下さい

マップ⑤A-2

担当 クリーンセンター ☎046-252-8724 FAX 046-252-7641

高齢者等戸別収集

市では、ごみや資源物をごみ集積所まで出すことが困難な高齢者、障がい者などの世帯に対して、戸別収集の申し込みを受け付けています。

●対象

次のいずれかの要件を満たし、同居者や近隣に親族がいない方

1. 介護保険法による要介護1～5の方
2. 身体障害者手帳の障害1級～2級の方
3. 精神障害者保健福祉手帳1級の方
4. 障害年金の受給者で1級の方
5. その他、特に市長が認めた方

●申請方法

クリーンセンター(入谷西2-52-14(マップ③D-5))で配布する「市高齢者等戸別収集利用申込書、同意書」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記載し、要介護などの等級や障がいの程度が分かるものと一緒に【〒252-0029 入谷西2-52-14クリーンセンター宛て】に郵送または直接クリーンセンターへ持参

※申し込みは、親族や介護者、民生委員なども代行できます。

●取り扱うごみの種類

燃えるごみの他、缶や瓶、紙、布などの資源ごみ

※粗大ごみは扱いません。

担当 クリーンセンター ☎046-252-8724 FAX 046-252-7641

生活排水・し尿

生活排水

生活排水を浸透槽で処理している家庭で、浸透が悪くなったときに収集処理をします。手数料が減免される場合もありますので、詳しくは担当へお問い合わせください。

●申込方法

クリーンセンターで配布する申請書に必要事項を記入の上、直接担当へ

●支払方法

作業の翌月に郵送する納入通知書を使い、市指定の場所で納入

し尿

し尿は、市で収集します。手数料が減免される場合もありますので、詳しくは担当へお問い合わせください。

●申込方法

クリーンセンターで配布する申請書に必要事項を記入の上、

資源物

エリアマップ4図 D-1

もったいない 分別で ごみから資源へ リサイクル

座間市リサイクル協同組合

資源物(缶・ビン 紙・布 不燃物 粗大ごみ 剪定枝)の収集を行っています。分別ガイドの資源ごみの出し方を参考に午前8時30分までに出しましょう。

■座間市小松原1-45-16
■TEL:046-257-7711 ■FAX:046-257-7712
■営業時間/8:30～17:00 ■休休日/土曜、日曜、年末年始
■E-mail:zamarisaikuru@axel.ocn.ne.jp

直接担当へ

●支払方法

2カ月ごとに郵送する納入通知書を使い、市指定の場所で納入

浄化槽

浄化槽は、設備の機能を維持するため日常の維持管理・保守点検が必要な他、定期的に検査を受けることが法律で義務付けられています。早めの点検・清掃を心掛けてください。

✓法定検査

県知事が指定した検査機関が実施。外観や機能などの検査。有料。

➔ (一財)県労働衛生福祉協会 ☎045-333-8727

✓保守点検

県の登録業者が実施。機能を正常に保つための運転状況の確認。有料。

➔ 厚木保健福祉事務所 ☎046-224-1111(環境衛生課)

➔ (公社)神奈川県生活水保全協会 ☎0467-25-3542

✓清掃

市の許可を受けた業者が実施。有料。

●申込先

(株)ジェーシー ☎046-231-4227

担当 クリーンセンター ☎046-252-8724 FAX 046-252-7641

上水道

こんなときには連絡を

- ・水道の使用を開始するとき
- ・水道の使用を中止するとき
- ・長期の不在など、水道の使用を一時休止するとき
- ・使用者や支払者の名義が変わったとき

手続きは簡単です。水栓番号・住所・氏名・電話番号および使用開始日(中止日)を、電話、ファクス、郵送、電子申請、窓口申請のいずれかの方法で水道料金お客様センター☎046-266-5520へ。なお、使用中止、一時休止は、5日前までにご連絡ください。

※中止の連絡がない場合、使用していなくても料金が掛かりますのでご注意ください。

※水栓番号は使用申込用紙、領収書、玄関付近のシールでご確認ください。

水道メーターの検針

2カ月に1度、水道メーターの検針をします。検針結果は、ポストに投函する「使用水量のお知らせ」でご確認ください。また、検針の妨げとなりますので、メーター近くで犬を放し飼いにしたり、メーターの上に物を置いたりしないようにしてください。

漏水を見つけたときは

漏水を発見したときは、次の場所にご連絡ください。

●道路上(止水栓から道路側)

開庁時は水道施設課(☎046-252-7519)へ、夜間、土曜・日曜日、祝・休日は市役所代表(☎046-255-1111)へお問い合わせください。

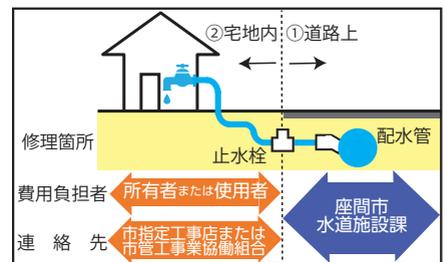
●宅地内

市指定給水装置工事事業者または市管工事業協同組合(☎046-251-5179)にご相談ください。

※修理費は宅地の所有者の負担になります。

※修理内容により、水道料金および下水道使用料の一部減額制

度がありますので、詳しくは水道料金お客様センター☎046-266-5520へお問い合わせください。



漏水修繕費用負担区分図

担当 経営総務課 ☎046-252-8541 FAX 046-257-4155

下水道

処理区域内の義務

公共下水道が使用可能となっている区域(処理地域)内の建物の所有者には下水道法により次のことが義務付けられます。

- ・くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造する
- ・尿浄化槽を廃止し、公共下水道に直接放流する
- ・台所、風呂場などの汚水も公共下水道へ放流する

●改造資金の貸し付けと助成金

排水設備の工事に関する貸し付け、くみ取り便所の改造および私道への下水道管敷設に関する助成金制度を設けています。いずれも処理開始告示日から3年以内に工事をする方が対象です。

●排水設備工事は指定工事店で

水洗便所や排水設備の工事は、市が指定している「指定工事店」でなければ施工できません。工事の際には、指定工事店

広告

水道 エリアマップ5図 E-1

座間市水道事業指定給水装置工事事業者 座間市指定下水道工事店

有限会社 澤田水道店

水漏れ 蛇口の交換 水廻りのリフォーム などお気軽にご相談下さい。

■座間市入谷西4-18-2
■TEL:046-251-0997
■営業時間/8:30~17:00
■定休日/土曜 日曜 祝日 年末年始

P あり

(株)高田屋 (株)飯島工務店 (有)オクツ
(有)澤田水道店 (株)双和 (有)増島工務店
(有)めぐみ工業 (有)ライフ設備工業 (株)折本設備
相模水道(株) (有)大恵住宅設備 大矢住宅設備
(株)かおる建設工業 (有)友ホームサービス

座間市管工事業協同組合 ☎046-251-5179

生活環境

と十分に話し合い、見積書の金額や必要書類などをよく確認してから、契約してください。

担当 下水道施設課 ☎046-252-8587 FAX 046-257-4155

水道料金・下水道使用料の支払方法

検針後、水道料金と下水道料金(公共下水道に接続している場合)を合わせて請求しています。

●納入通知書

検針月の月末に送付しますので指定の場所でお支払いください。

●口座振替

直接取扱金融機関に通帳と届出印を持参し、口座振替依頼書に必要事項を記入の上、お申し込みください。なお、振替日は検針した月の翌月7日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)です。

●クレジットカード

パソコンまたはスマートフォンなどでインターネットを通じて「Yahoo! 公金支払い」に登録してください。水道料金お客様センター☎046-266-5520でも登録ができます。引落日は検針月の翌月下旬～翌々月上旬(各カード会社の決済日に準じる)です。

水道料金・下水道使用料の減免制度

同一居所にお住まいの方全員が市税の申告をしており、また全員が非課税である場合で、障がい者や、ひとり親福祉医療など各種認定を受けている世帯を対象に水道料金・下水道使用料の減免制度があります。手続き方法など詳しくは、水道料金お客様センター☎046-266-5520へお問い合わせください。

水道料金お客様センター

水道料金・下水道使用料に関することを取り扱う水道料金お客様センターを開設しています。

●営業時間

午前8時30分～午後8時

●定休日

12月30日～1月3日(年末年始)

●所在地

〒252-0021 緑ヶ丘一丁目3番1号(上下水道局庁舎1階)

●電話

046-266-5520

●ファクス

046-266-5524

●取扱業務一覧

- ・水道料金・下水道使用料のお支払い(窓口)
- ・水道の使用開始・中止など届け出の受付(窓口、電話、ファ

クス、郵送)

- ・減免申請(障がい者、ひとり親など)および漏水に係る水量認定申請の受付(窓口、郵送)
- ・検針に関すること(窓口、電話、ファクス、郵送)
- ・その他水道料金・下水道使用料に関すること(窓口、電話、ファクス、郵送)

担当 経営総務課 ☎046-252-8541 FAX 046-257-4155

道路

道路の舗装・補修

道路に穴が空いていたり、路肩が崩れていたりなど、交通に支障があるときには、次の連絡先にご連絡ください。

道路の種類		連絡先
国道		横浜国道事務所厚木出張所 (厚木市恩名1-6-50) ☎046-221-0004
県道	 上図の形の標識がある道路です。	県厚木土木事務所東部センター 道路維持課 (綾瀬市寺尾本町1-11-3) ☎0467-79-2852
市道		道路課 ☎046-252-8574 平日夜間および祝・休日 ☎046-255-1111

私道を整備する際に

私道を整備・補修する際に一定の条件を満たしていれば、砂利や補修用の合材の提供を受けられます(施工を行う専門業者への依頼は、自己負担)。詳しくは担当へお問い合わせください。

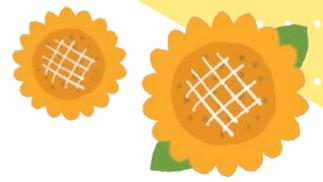
道路境界の確定

市の管理する道路(市道)に隣接する土地で測量をしたり、家や塀を作ったりするときに、その境界が不明なときは境界の確定が必要です。境界確定の申請の後、隣接地権者による立ち会いを実施し、境界確定図の作成と道路境界標の埋設をします。また、確定済みであっても境界標が滅失または移動している場合には、担当へお問い合わせください。

道路の占用、自費工事

市道区域内で次のことをする場合、許可が必要となります。事前にご相談の上、申請してください。

- ・車庫などへの出入りのために歩道を切り下げたり、道路側溝を改修したり、道路側溝に蓋を設置したりする



- ・車庫などへの出入りのためにガードレール、車止めポールまたは道路反射鏡の移設や撤去をする
- ・建築工事などにより工事用足場や仮設防護柵などを設置する
- ・道路を掘削しようとしたり、道路を利用したりする

不法占用をやめましょう

次の行為などは道路法に違反する行為(不法占用)となります。該当する場合には自主的な改善をお願いします。

- ・電柱や街路樹にポスターやチラシを張ったり、捨て看板を設置したりしている
- ・道路上に樹木の枝葉が飛び出している状態を放置している
- ・プランターや商品を許可なく置いている
- ・車やオートバイなどのオイルを路上や側溝などに垂れ流す

座間市まち美化活動事業

道路の清掃・美化活動など市民の自発的な活動に対して市が道具などの貸し出しを行う制度です。2人以上の団体や法人が行う清掃、除草や花の植え付けなどが対象で、清掃用具の貸与や消耗品の支給を行います。詳しくは担当へお問い合わせください。

スマートフォンから市へ損傷を通報

スマートフォンのGPSやカメラ機能を使い、道路の穴やフェンスの破損などを通報できます。通報にはGoogle PlayまたはApp Storeから「LINE」をダウンロードしてください。アプリ内より「座間市LINE公式アカウント」を友達へ追加し、メニュー内の「通報」からご利用ください。



座間市LINE
公式アカウント

担当 道路課 ☎ 046-252-8564 FAX 046-255-3550

緑化

民間施設緑化事業

駐車場の緑化に対して樹木を無料で配布します。

- **配布対象**
事前に審査を受けた150平方メートル以上の駐車場
- **配布内容**
市が購入した樹木の苗(限度額10万円)
- **申込方法**
申請書に必要事項を記入の上、直接担当へ

生け垣設置奨励金

敷地内への生け垣の設置に対して奨励金を交付します。

● 交付条件

- ・公道またはこれに準ずる私道に設置する部分の延長が2メートル以上のもの
 - ・公道またはこれに準ずる私道から生け垣を設置する部分までの高さが平均1.5メートル以下のもの
 - ・樹高がおおむね0.9メートル以上で、樹木の葉が触れ合う程度に列植するもので、設置する前に事前審査を受けたもの
- ※既存生け垣に対しては対象外。

● 奨励金額

1メートル当たり4千円(限度額8万円)、既存の塀を取り壊して設置する場合は1メートル当たり6千円(限度額12万円)

● 申込方法

申請書に必要事項を記入の上、直接担当へ

担当 公園緑政課 ☎ 046-252-7221 FAX 046-255-3550

アダプト制度

公園・広場・緑地での清掃・美化清掃など市民の自発的な活動に対して市が道具の貸し出しなどを行う制度です。詳しくは担当へお問い合わせください。

担当 公園緑政課 ☎ 046-252-7222 FAX 046-255-3550

雨水浸透

これから雨水浸透施設などを設置する方に助成金を交付します。

● 交付対象施設と助成額

◆ 雨水浸透ます

- 2基以上設置する場合に4基分まで補助します。
- ・1基につき1万2,500円
- ・重点的涵養推進区域は1基につき1万7千円

◆ 雨水浸透トレンチ

- ・1メートル当たり6,500円(20メートル分まで)

◆ 浸透性アスファルト舗装

- 100平方メートル以上浸透性アスファルト舗装をする場合に500平方メートルまで補助します(駐車場に限る)。
- ・1平方メートル当たり500円

◆ 雨水貯留槽

- ・本体価格などの2分の1の額(2万5千円まで)

なお、設置基準や助成基準がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

担当 環境政策課 ☎ 046-252-8214 FAX 046-257-7743

放置自転車

放置禁止区域

市では、小田急線座間駅・相武台前駅・小田急相模原駅、相鉄線さがみ野駅の各駅を中心におおむね半径300メートル以内を自転車の「放置禁止区域」(下図)に定めています。禁止区域内に放置された自転車は、放置自転車保管場所へ移動します。

※放置禁止区域■は、相模原市、海老名市の放置禁止区域は■で表しています。



座間駅周辺



相武台前駅周辺



小田急相模原駅周辺



さがみ野駅周辺

放置自転車の返還

●とき

月曜・金曜日午後1時～4時、水曜・日曜日午前9時～正午、午後1時～4時(祝・休日、12月29日～1月3日、その他市が特に定める日を除く)

●ところ

入谷西2-52-12 [マップ③D-5](#)

●費用

2千円(移動保管料)

●持ち物

合鍵、身分を証明する物

※60日以内に引き取りがない場合、廃棄物として処分します。

担当 市民協働課 ☎046-252-8158 FAX 046-255-3550

市営自転車駐車場

無料自転車駐車場

✓ JR入谷駅西側自転車駐車場



有料自転車駐車場

✓ さがみ野自転車駐車場

●使用料(1カ月)

	区分		使用料(1カ月)	一時使用料(1回)
	自転車	一般	1階	1,830円
2階			1,220円	
学生		1階	1,220円	
		2階	810円	
原動機付自転車(総排気量50cc以下)	一般	1階	2,540円	150円
	学生	1階	1,830円	

※申し込み時、学生は学生証を提示してください。

●申込受付窓口

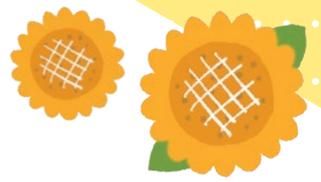
さがみ野自転車駐車場
(東原5-3-40)

☎046-257-7573

●受付時間

午前6時30分～午後8時
(日曜日、祝・休日ならびに1月2日・3日は午後3時30分まで)





防犯

青色回転灯付き防犯パトロール車の貸し出し

市民の皆さんが自主的に活動している防犯パトロールのサポートに、市が所有する防犯パトロール車を無償で貸し出します(運転手は市職員となります)。

空き家対策

市では、安全で安心なまちづくりのため、倒壊や犯罪を誘発する恐れなどがある状態の空き家・空き地について、所有者または管理者に対して適性管理を促しています。

多年にわたり人が訪れた気配がなく、管理不全と思われる空き家・空き地がある場合は、担当へ情報の提供をお願いします。

ただし、隣地の草木が繁茂しているので伐採してほしいなどの依頼は、市が代わることができませんので、土地を所有管理する方々での解決をお願いします。

なお、市では、公益社団法人座間市シルバー人材センターおよび神奈川県行政書士会海老名・座間支部と「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」をそれぞれ締結しています。除草や植木の剪定などの管理業務を依頼したい方は、直接同センター(☎046-254-5361)へご連絡ください。

また、権利義務関係、利活用に際しての行政手続きなどの相談希望の方は、担当へお問い合わせください。各種条件に応じて、行政書士を紹介します。

防犯灯

夜道を照らす防犯灯は、安全な歩行の確保や犯罪の未然防止など、安全で快適なまちづくりに大きな役割を果たしています。お近くの防犯灯で「夜になっても点灯しない」「昼間でも点灯している」「暗い」などの異常に気付いたら、故障内容と防犯灯の下に付いている赤・青色プレートの「防犯灯番号」を担当へご連絡ください。



担当 市民協働課 ☎046-252-8158 FAX 046-255-3550

落書き消去活動支援

住宅や事業所などの塀や壁などに書かれた落書きを消去できるように、落書き消去活動支援として、消去物品(消去用スプレー・ペンキなど)を貸し出します。

詳しくは市ホームページをご覧になるか、担当へお問い合わせください。

担当 環境政策課 ☎046-252-7675 FAX 046-257-7743

電気自動車急速充電器

市庁舎に電気自動車急速充電器を設置していますので、ご利用ください(年中無休)。

●設置場所

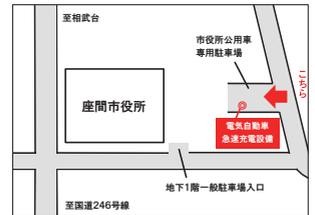
市役所公用車専用駐車場(地下2階)入口横の洗車場内

●利用時間

平日 = 午前8時30分～午後5時15分

土曜・日曜日、祝・休日 = 午前8時30分～午後4時30分

担当 環境政策課 ☎046-252-7675 FAX 046-257-7743



生活環境

スマートハウス関連設備(住宅用太陽光発電など)

住宅に住宅用太陽光発電システム・エネファーム・リチウムイオン蓄電池・HEMS(へムス)を設置しようとする方を対象に助成金を交付します。

●補助内容

住宅用太陽光発電システム = 1キロワット当たり1万2千円(上限4万円)

エネファーム = 4万円

リチウムイオン蓄電池 = 4万円

HEMS(へムス) = 8千円

●申込方法

市役所4階環境政策課などで配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、設置着手の14日前までに直接担当へ

担当 環境政策課 ☎046-252-7675 FAX 046-257-7743

住宅防音工事

住宅防音工事は、国(防衛省)が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊や在日米軍飛行場の運用に伴う航空機騒音による障害防止や騒音の軽減を図るために、対象飛行場周辺住民に対して実施しているものです。対象区域や要件などの詳細は、次の連絡先へお問い合わせください。

➔ 南関東防衛局住宅防音第1・2課 ☎045-211-7113

➔ 南関東防衛局座間防衛事務所 ☎046-261-4332

担当 渉外課 ☎046-252-8035 FAX 046-255-3550

ペット(犬・猫)

犬の登録や死亡の届け出

狂犬病予防法で生後90日を経過した犬を飼う飼い主は、犬の生涯に一回飼い犬の登録が義務付けられています。

なお、すでに他市で登録済みの犬の住所などを変更する場合は、他市発行の鑑札を持参し、犬の転入手続きをしてください。座間市の鑑札と交換します。また、市内で転居した場合も手続きが必要になります。

また、飼い犬が死亡したり他人に譲渡したりしたときは、担当へご連絡ください。

狂犬病予防注射

生後90日を経過した犬を飼う場合、狂犬病予防法により年に1回、4月から6月までの間に、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。まだ接種を受けていない場合は、最寄りの動物病院で接種を受けてください。接種の日時、接種料などについては、直接病院へお問い合わせください。

また、市では、毎年4月に狂犬病予防定期集合注射を実施しています。当日は犬の登録も併せて受け付けています。

各種手数料

犬の登録手数料	3千円
注射済票交付手数料	550円
狂犬病予防定期集合注射料	3,100円
鑑札再交付手数料	1,600円
注射済票再交付手数料	340円

猫の避妊・去勢手術費の一部助成

生後6カ月以上の健康な猫を飼育および保護している方に対し、各年度1世帯当たり4匹まで手術費の一部を助成します。

●助成額

避妊手術 1匹につき4千円

去勢手術 1匹につき3千円

犬・猫の死体処理

飼い主が不明な動物の死体は委託業者が回収しますので、担当へご連絡ください。

迷い犬や野犬の保護・捕獲・引き取り

➔ 県動物愛護センター ☎0463-58-3411

犬・猫の飼い方の指導

➔ 厚木保健福祉事務所 ☎046-224-1111

担当 健康づくり課 ☎046-252-8236 FAX 046-255-3550

ハチの巣駆除

5月～12月ごろの間で、市の委託業者を利用してハチの巣を駆除する場合に、費用の一部を助成しています。助成額はハチの種類によって異なります。巣の所在が確認できること、巣の所在地の所有者の撤去認可があることが条件です。申し込みは担当へお問い合わせください。

担当 健康づくり課 ☎046-252-8236 FAX 046-255-3550



市民サポート



市民活動・自治会

相互提案型協働事業

市民の皆さんの豊かな発想を生かした提案を募集し、提案団体と市がともに「公共サービス」の担い手となり、「協働」して解決に取り組んでいくものです。

同事業は、市民活動団体が市に事業を提案する「市民活動団体提案協働事業」と、市が市民活動団体に事業を提案し、それに基づき、市民活動団体が企画提案し実施する「市提案協働事業」の2種類があります。

市民活動サポートセンター

市民の自主的で営利を目的としない公益的な活動を支援しています。活動への情報提供や相談も行っています。

●開設場所

ざまコミュニティプラザ1階 [マップ④A-4](#)

●開設時間

午前9時～午後5時

●休業日

火曜日、祝・休日、12月29日～1月3日

●連絡先

☎046-255-0201 FAX 046-255-3243

●ホームページ「ざまっと」

<http://zamat.genki365.net/>

ボランティア保険(座間市ボランティア活動補償制度)

ボランティアの皆さんが安心して活動できるよう、万一の事故に備えて設けられた保険制度です。次に該当する事故が起きたときには、速やかに担当へご連絡ください。

●対象

市内に在住・在勤・在学している方や主な活動を市内で行っている団体の方が日本国内で行うボランティア活動

●保険料

市が全て負担します。事前の申し込みや登録の必要はありません。

●補償の対象となる事故

- ・ボランティア活動中に第三者にけがをさせたり、器物に損害を与えたりして賠償を求められたとき
- ・ボランティア活動に参加した人が活動中に死亡したり、けがをしたりしたときなど

自治会

自治会は、市民の安心・安全と地域の発展のため、日頃から、さまざまな活動に取り組む地域の皆さんによって自主的に組織された団体です。

自治会への加入は各地域の自治会長にお申し出ください。各地域の会長の連絡先など詳しくは、市自治会総連合会事務局へお問い合わせください。

市自治会総連合会事務局

●開設場所

ざまコミュニティプラザ2階 [マップ④A-4](#)

●開設時間

午前9時～午後5時

●休業日

土曜・日曜日、祝・休日、12月29日～1月3日

●連絡先

☎046-252-8751 FAX 046-252-8751

●ホームページ

<http://shijiren-zama.com/>

担当

市民協働課 ☎046-252-7966 FAX 046-255-3550

ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい方や、必要としている方、活動をしている方を支援しています。また、ボランティアを学びたい方の研修や講座を行っています。

●開設場所

サニープレイス座間(総合福祉センター)2階 [マップ④A-4](#)

●開設時間

午前9時～午後5時

●休業日

土曜・日曜日、祝・休日、12月29日～1月3日

●連絡先

☎046-266-2002 FAX 046-266-2009

担当

市社会福祉協議会 ☎046-266-1294 FAX 046-266-2009

自立サポート相談

日々の生活にお困りの方を支援するために相談を受け付けています。

経済的な困りごとだけでなく、仕事のこと、家族のこと、住まいのことなど、さまざまな困りごとの解決に必要なことを相談支援員と一緒に考えます。

また、就労準備支援事業所「はたらっく・ざま(マップ④A-1)」では、働きたくても働けない方や家族・関係者などからの相談を受け付けています。

一人で悩まず、気軽に相談してください。

●支援内容

自立相談支援(生活全般)、就労支援(仕事探し)、就労準備支援(働くための支援)、家計改善支援(お金の相談)、居住支援(住まい探し)、アウトリーチ支援(訪問などの支援)、住居確保給付金(家賃支援)

担当

生活援護課 ☎046-252-8566 FAX 046-252-7043

生活保護

収入が途絶えたときなどに最低限度の生活を保障して自分の力で生活できるように援助する制度があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

担当 生活援護課 ☎046-252-7125 FAX 046-252-7043

市営住宅

例年、年1回、空き家入居者を募集しています。入居申込者に対してそれぞれの実態を考慮、選考して、入居者を決定しています。応募方法など詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当 建築住宅課 ☎046-252-7032 FAX 046-255-3550

産業・勤労者支援

中小企業

信用保証料補助

●対象

市内の中小企業が、神奈川県信用保証協会の信用保証を付し、神奈川県中小企業制度融資の設備資金(ライフステージ別資金(創業時)は運転を含む)による融資を受けたもの

●補助金額

支払った保証料の全額(上限20万円)

事業資金利子補助

●対象

- ①市内の中小企業者で、神奈川県中小企業制度融資のうち、設備資金またはライフステージ別資金(創業期)を利用し、神奈川県信用保証協会の保証を付したもの
- ②市内の中小企業者で、(株)日本政策金融公庫の国民生活事業の内、一般貸付または小規模事業者経営改善貸付の融資を受けた方

●補助金額

支払った利子の全額(①上限30万円②上限20万円)

●補助機関

①②融資日から起算して36カ月以内

勤労者

勤労者生活資金貸付

●対象

市内に1年以上居住している方、または1年以上市内事業所に勤務する方

●資金使途

教育費、自転車購入費、リフォーム費など

●利率

年利2.0パーセント以内(教育費は1.7パーセント以内)
※別途保険料を0.7~1.2パーセント上乗せ。

●貸付限度額

200万円以内

●貸付期間

5年以内

●申込先

➔ 中央労働金庫座間支店 ☎046-255-1155

勤労者住宅資金利子補助

●対象

市内に自己の居住する住宅があり、県内の中央労働金庫から持家取得に係る住宅資金の貸付けを受けている方

●利率

年利3パーセント以内

●補助対象となる貸付金の限度額

500万円

●補助期間

借入金の初回返済を行った日の属する月から36カ月以内

座間市勤労者サービスセンター

中小企業で働く勤労者の福利厚生と事業所の発展を目的とした団体です。

●対象

[事業所での加入]

市内に事業所がある中小企業の勤労者と事業主

[個人での加入]

市内の中小企業に勤務する方や、市内在住で市外の中小企業に勤務する方など

●主な事業内容

[福利厚生]

宿泊施設の利用助成、チケットあっせん、バスツアーの開催、人間ドック費用の助成他

[給付]

結婚・出生・就学祝金、傷病・休業・住宅災害の保険金、死亡保険金、勤続祝金

●会費

1会員 月額500円

●問い合わせ先

☎046-266-2515(座間市商工会内)

担当 商工観光課 ☎046-252-7604 FAX 046-255-3550



公共施設

教育・文化施設

市公民館、北・東地区文化センター

市内には、三つの公民館(地区文化センター含む)があり、地域の皆さんの学習・文化活動の拠点として、各種学級や講座、講習会などを実施しています。内容については、各公民館へお問い合わせください。

施設名	所在地 / 地図座標	電話番号	ファクス番号
座間市公民館	入谷西2-53-34 マップ③D-5	046-255-3131	046-252-2776
北地区文化センター	相模が丘5-30-4 マップ②C-4	042-747-3361	042-747-8542
東地区文化センター	東原3-1-1 マップ⑥C-1	046-253-0781	046-253-0789

- 開館時間 午前9時～午後10時
- 休館日 月曜日、祝・休日、12月29日～1月3日
- 利用申込

申込書に必要事項を明記し利用する3日前までに使用料を添えて直接担当へ。

市内で活動する学習・文化、福祉、自治を目的とした活動団体に対しては、減免規定があります。利用方法など詳しくは各館へお問い合わせください。

ハーモニーホール座間(市民文化会館) マップ④A-4

- 開館時間 午前9時～午後10時
- 休館日 12月29日～1月3日(臨時休館日は、ホームページでご確認ください)
- 使用料・利用受付 ※使用料を変更する場合があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

区分		午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時	全日午前9時～午後10時	利用受付	施設の概要	
大ホール	平日	24,460円	46,890円	61,160円	132,510円	利用月の12カ月前から20日前まで(市外の方は、11カ月前から20日前まで)	1,310席 (車いす席6席対応)	
	土曜・日曜日、祝・休日	32,620円	61,160円	78,490円	172,270円			
小ホール	平日	6,620円	12,020円	16,000円	34,640円	利用月の12カ月前から14日前まで(市外の方は、11カ月前から14日前まで)	160～410席 (可変ステージ)	
	土曜・日曜日、祝・休日	9,270円	15,900円	20,590円	45,760円			
ギャラリー	平日	1,830円	2,850円	3,460円	8,140円	▶1～3日利用 = 利用月の4カ月前から7日前まで(市外の方は、3カ月前から7日前まで) ▶4日以上利用 = 利用月の12カ月前から7日前まで(市外の方は、11カ月前から7日前まで)	約161平方メートル	
	土曜・日曜日、祝・休日	2,240円	3,260円	4,070円	9,570円			
リハーサル室		2,640円	4,060円	5,080円	11,780円	利用月の4カ月前から前日まで(市外の方は、3カ月前から前日まで) ※大・小ホールとの併用利用の場合は、それぞれの施設と同時に受け付け。	約111平方メートル	
練習室	第1練習室	1,630円	2,750円	3,670円	8,050円		約54.4平方メートル	
	第2練習室							
会議室	大会議室	2,440円	3,870円	3,870円	10,180円			定員64人
	中会議室	1,730円	2,750円	2,750円	7,230円			定員45人
	小会議室	1,420円	2,140円	2,140円	5,700円			定員16人
大和室	平日	1,730円	2,030円	2,440円	6,200円			32畳
	土曜・日曜日、祝・休日	1,830円	2,140円	2,850円	6,820円			
小和室	平日	1,320円	1,520円	1,930円	4,770円	16畳・水屋付		
	土曜・日曜日、祝・休日	1,420円	1,730円	2,240円	5,390円			
大ホール楽屋(1室)		1,010円	1,010円	1,010円	3,030円	—	—	
小ホール楽屋(1室)								

担当 市民文化会館 ☎046-255-1100 FAX 046-252-8787

青少年センター

マップ④A-5

施設利用の他に主催事業や利用団体による事業があり、地域をはじめ多くの皆さんが参加しています。

- 開館時間 午前9時～午後9時(日曜日、祝・休日は午後5時まで。小・中学生の利用は午後5時まで)
- 休館日 月曜日、祝・休日(成人の日、こどもの日、スポーツの日、文化の日)は開館し、その翌日が休館日)、12月29日～1月3日
- 利用申込 青少年団体および青少年育成団体は利用月の2カ月前の1日から(無料)、その他の団体は利用月の1カ月前の1日から(有料)直接青少年センターへ(土曜・日曜日、休館日を除く)。
- ▶ 青少年センター ☎046-253-8411 FAX 046-259-2163

青少年相談室

- 青少年とその家族などの抱える悩みについて相談を受け付けています。月曜～金曜日午前9時～午後4時(祝・休日を除く)
- ▶ 青少年相談室 ☎046-256-0907 FAX 046-259-2163
- ※詳しくは79ページ参照。



図書館

マップ④A-4

●開館時間

午前9時～午後7時(土曜・日曜日、祝日は午後5時まで)

●休館日

月曜日(祝日の場合は翌日)、月1回の館内整理日(原則として毎月第1金曜日)、特別整理期間、12月29日～1月3日

➔ 図書館ホームページ<http://www.library.zama.kanagawa.jp/>



サニープレイス座間(総合福祉センター)

マップ④A-4

●開館時間

午前9時～午後10時

●休館日

12月29日～1月3日



区分	使用料(1時間当たり)	
	午前9時～午後5時	午後5時～10時
会議室	210円	250円
講習室	210円	250円
研修室	310円	370円
多目的室	全室	1,050円
	2分の1室	520円
		1,260円
		630円

※1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。

●利用申込

使用する3カ月前から受け付けています。所定の申込書に使用料を添えて土曜・日曜日、祝・休日を除く午前9時～午後5時にサニープレイス座間へ

➔ サニープレイス座間 ☎046-266-1294 FAX 046-266-2009

コミュニティ・市民交流施設

コミュニティセンター

地域の皆さんにより自主的に運営されており、各館とも集會室、児童室、学習室などが設けられています。地域のさまざまな学習やレクリエーション活動、地域交流の場としてお使いください。

名称	所在地 / 地図座標	電話・ファクス番号
立野台 コミュニティセンター	立野台3-14-12 マップ⑥B-1	046-255-0815
新田宿・四ツ谷 コミュニティセンター	四ツ谷1026 マップ⑤C-2	046-257-4871
小松原 コミュニティセンター	小松原1-45-14 マップ④D-2	046-257-9640
東原 コミュニティセンター	東原4-13-13 マップ⑥D-2	046-255-9770
相模が丘 コミュニティセンター	相模が丘3-38-1 マップ②C-4	046-258-3000
相武台 コミュニティセンター	相武台3-20-18 マップ④B-1	046-258-3001
ひばりが丘 コミュニティセンター	ひばりが丘1-49-1 マップ④D-4	046-257-7698
栗原 コミュニティセンター	栗原中央3-29-17 マップ④B-5	046-257-7210

●開館時間 午前9時～午後9時

●休館日 月曜日、12月28日～1月4日

●利用申込 直接各センターへ

担当 市民協働課 ☎046-252-7966 FAX 046-255-3550

プラっとざま(市民交流プラザ)

マップ②C-3

多世代交流の促進や新たなコミュニティの形成を目的として運営されており、市内で初めてコミュニティカフェが併設された施設です。カフェスペースをはじめ、特色のあるさまざま

本の貸し出し、返却、資料相談

図書資料の貸し出しや返却、さまざまなご質問に答える資料相談(レファレンスサービス)、予約・リクエストサービス、各種文学講座、講演会を行っています。

※図書館の催しは図書館ホームページなどでお知らせします。

移動図書館

移動図書館「ひまわり号」は、市内を巡回して本の貸し出しをしています(駐車場所などは図書館ホームページをご覧ください)。返却は、次の巡回日、または図書館、市公民館、北・東地区文化センターでできます。

※天候によって中止する場合があります。

※巡回場所・日時は、「広報ざま」の毎月1日号でお知らせしています。

電子図書館

お手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレット(インターネットに接続できるもの)と貸出券、パスワードがあれば、電子書籍の貸し出しが可能です。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

➔ 図書館 ☎046-255-1211 FAX 046-252-5704

健康・福祉施設

市民健康センター

マップ④A-3

市民健康センターの保健部門は、健康づくりの拠点として、また市民の自主的な健康づくりの場として誰でも利用できる施設です。



●開館時間

午前9時～午後9時(土曜・日曜日、祝・休日は午後5時まで)

●休館日

12月29日～1月3日

●施設名

多目的ホール、健康相談室、保健相談室、ミーティングルーム、栄養指導室、健康増進室

●利用申込

開館時間内に市民健康センター窓口へ。利用日の2カ月前から受け付け。

使用方法・料金など詳しくは、直接同センターへお問い合わせください。

➔ 市民健康センター ☎046-251-6822

担当 健康づくり課 ☎046-252-7995 FAX 046-255-3550

な大きさの部屋が設けられています。レクリエーション活動やコミュニティ活動、カフェでの交流など、多様な交流の場としてお使いください。

区分	使用料(3時間単位)
多目的ラウンジ	2,400円
打合せ室1	900円
打合せ室2	600円
打合せ室3	900円

※市内在住・在勤・在学者の利用または構成員の半数以上を市内在住・在勤・在学者が占める団体が利用する場合の使用料。そ

の他の団体や個人は料金が倍になります。

●開館時間 午前9時～午後10時

●休館日

毎月第1火曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日

●利用申込 直接同プラザへ

※カフェのみ利用の方は、申し込み不要。

→ 市民交流プラザ ☎042-705-3610 FAX 042-705-3630

担当 市民協働課 ☎046-252-7966 FAX 046-255-3550

スポーツ施設

スカイアリーナ座間(市民体育館)

マップ③E-2

●開館時間

午前9時～午後9時(トレーニング室は午後10時まで)

●休館日

第3、4月曜日(第3、4月曜日が国民の休日の場合は翌日)、12月29日～1月3日

●利用方法

団体での利用は、事前に団体登録が必要です。

市内団体は、利用予定日の4カ月前の1日～末日の1カ月間に予約申し込みを行い、当選通知が届いた団体は、体育館受付で利用日の7日前までに専用利用申請と使用料の納付。

市内団体の申し込みは、利用月の3カ月前の10日以降、空いている施設で、先着順で受け付け。また、市外団体の申し込みは、利用月の2カ月前から受け付けます。

個人は、当日利用となります。個人利用は種目や曜日が限定されます。詳細は同体育館へお問い合わせください。

●利用申請

午前8時30分～午後5時(現金取り扱い) ※電話での仮予約は、午前8時30分～午後8時30分。



公共施設

区分	1時間当たりの金額	利用時間単位	備考(対応種目)
大体育室	全面	3,000円	A(午前9時～正午) B(午後1時～3時) C(午後3時～5時) D(午後6時～9時) E(午前9時～午後9時) F(午前9時～午後3時) G(午前9時～午後5時) H(午後1時～5時) I(午後1時～9時) J(午後3時～9時)
	3分の2面	2,000円	
	2分の1面	1,500円	
	3分の1面	1,000円	
中体育室	全面	1,400円	バレーボール4面、バスケットボール3面、 バドミントン12面、卓球30台
	2分の1面	700円	
武道室	全面	800円	バレーボール2面、バスケットボール1面、 バドミントン6面、卓球18台
	2分の1面	400円	
弓道場	全面	600円	柔道2面、剣道2面
	2分の1面	400円	
ミーティングルーム	全面	400円	5人立(近的競技28メートル対応)
	2分の1面	200円	
			165平方メートル

※電話での受け付けもしますが、予約後1週間以内に手続きをしてください。

《個人利用》利用予約はありません。当日利用券を購入してから利用してください。

区分	金額	利用時間単位
大体育室	15歳以上(中学生を除く)300円 小・中学生100円 小学生未満無料	午前9時～正午、午後1時～3時、午後3時～5時、 午後6時～9時
中体育室		
武道室		
弓道場		
トレーニング室 ※利用には初回、登録講習会が必要	15歳以上(中学生を除く)350円 70歳以上150円	午前9時～正午、午後1時～5時、午後6時～10時
ジョギングコース(1周220メートル)	無料	開館時間内 ※ただし、大会などを開催しているときは利用できない場合があります。

※その他、施設の空き状況、スポーツ教室の開催など詳しくは、体育館ホームページ(<http://www7.airnet.ne.jp/skyarena/index.html>)をご覧ください。

→ 市民体育館 ☎046-255-0077 FAX 046-255-1188

屋外スポーツ施設

利用するには、事前に個人または団体登録が必要です。

●申込方法

インターネットで、利用希望日の前々月の1日から15日まで抽選の申し込みを受け付けます。抽選後に空きがあれば抽選後から利用希望日6日前まで抽選後予約(仮予約)を受け付けます。

有料施設の当選または仮予約をした方は、利用日5日前までに必ずスポーツ課窓口で本申請をしてください。

※有料施設は本申請の際に、使用料をお支払いください。

※無料施設は、抽選後の予約が本申請となります。

●軟式野球場

■座間市民球場(有料)

マップ②D-5

●利用期間 3月1日～11月30日(月曜日、月曜日が国民の休日の場合は翌日休場)

●利用時間 午前6時～午後9時(2時間単位)
※ナイター設備あり。

■新田宿グラウンド(有料)

マップ⑤B-1

●利用期間 3月1日～11月30日

●利用時間 午前6時～午後7時(2時間単位)

●スポーツ広場

■相模川グラウンド(無料)

マップ③A-3

●利用種目 サッカー、ソフトボール、少年野球など

●利用時間 午前6時～午後7時(2時間単位)

■相模川多目的広場(無料)

マップ③A-4

●利用種目 フットサル、ニュースポーツなど

●利用時間 午前6時～午後7時(2時間単位)

■栗原遊水地スポーツ広場(無料)

マップ④B-3

●利用種目 ソフトボール、少年野球

●利用時間 午前9時～午後5時(2時間単位)

■ニュースポーツ多目的広場(無料)

マップ⑤C-2

●利用種目 ニュースポーツ全般

●利用期間 3月1日～11月30日

●利用時間 午前9時～午後5時(2時間単位)

●テニスコート

■ひまわり公園テニスコート(有料)

マップ④A-3

●施設内容 クレーコート4面、砂入り人工芝コート2面

●利用時間 午前9時～午後9時(2時間単位)
※ナイター設備あり。

■栗原遊水地テニスコート(無料)

マップ④B-4

●施設内容 ハードコート2面

●利用時間 午前9時～午後5時(2時間単位。時期により午後7時まで)

■座架依橋壁打ちテニス練習場(無料)

マップ③B-4

●施設内容 壁打ちコート1面

●利用時間 午前7時～午後5時(2時間単位。時期により午後7時まで)

●中学校グラウンド夜間照明設備

■栗原中学校(有料)

マップ④B-5

■東中学校(有料)

マップ④D-5

■相模中学校(有料)

マップ②D-5

●利用種目 軟式野球、サッカー、ラグビーなど

●利用時間 午後7時～9時(時期により午後6時または午後6時30分から利用可)

プール

市立プール(有料)

夏季期間中、市立プールを開放します。

利用方法など詳しくは、広報紙や市ホームページをご覧ください。

名称	所在地	地図座標
立野台プール	立野台1-1-2	④A-5
座間公園プール	座間1-3671	③D-3
広野プール	広野台1-37-1	②C-5
東原プール	東原3-3-14	⑥C-1
ひばりが丘プール	ひばりが丘4-4-3	④D-5
相武台プール	相武台4-2-13	④B-2
相模が丘プール	相模が丘2-1-9	②B-4
入谷プール	入谷西5-43-1	⑤D-1
旭プール	ひばりが丘5-28-5	④D-4
中原プール	西栗原2-14-1	⑥A-3

担当

スポーツ課 ☎046-252-8162 FAX 046-255-3550

●高座施設組合屋内温水プール(有料)

市内のごみの焼却処理を行っている高座清掃施設組合では、焼却熱を利用して温水プールを開設しています。詳しくは高座施設組合ホームページ(<https://kouzapool.jp/>)をご覧ください。

●所在地

海老名市本郷20-1

●利用時間

午前9時30分～午後8時30分

●費用

大人400円、子ども100円

●休館日

月曜日(月曜日が祝・休日の場合は翌日)、年末年始(12月28日～1月4日)

●ホームページ

<https://kouzapool.jp/>

●お問い合わせ

☎046-238-8780



相談



消費生活センター

●相談日時

毎週月曜～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時(偶数月第2水曜日は午後のみ)

●場所

市役所1階広聴人権課

●相談内容

訪問販売や電話勧誘販売、特殊詐欺、インターネット上でのトラブルなど消費生活に関する相談、多重債務の問題

担当 消費生活センター ☎046-252-8490

各種相談

各月の相談日時などについては、毎月1日号の「広報ざま」でもお知らせしています。気軽にご相談ください。

弁護士相談(離婚、相続、借金、土地など)

●相談日時

【夜間】毎月第2・第3・第4火曜日 午後6時～8時30分

【昼間】毎月第2・第3・第4水曜日 午後1時30分～4時30分

(相談時間一人25分間。年度内一人1回)

※予約制。毎月月初めから受け付け。

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8218 FAX 046-252-0220

行政書士相談(遺言書等の作成など)

●相談日時

毎月第2木曜日 午後1時30分～4時30分

(相談時間一人30分間)

※予約制。毎月月初めから受け付け。

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8218 FAX 046-252-0220

交通事故相談(弁護士による交通事故相談)

●相談日時

毎月第3火曜日 午後1時30分～4時

(相談時間一人30分間。同一事案につき5回まで)

※予約制。毎月月初めから受け付け。

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8218 FAX 046-252-0220

司法書士相談(登記、少額訴訟など)

●相談日時

4月、6月、12月を除く月の第3金曜日 午後1時30分～4時30分

(相談時間一人30分間)

※予約制。開催する月の月初めから受け付け。

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8218 FAX 046-252-0220

行政相談(国への苦情や要望)

●相談日時

毎月第3木曜日 午前9時30分～11時30分

(相談時間一人30分間)

※予約制。毎月月初めから受け付け。

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8218 FAX 046-252-0220

不動産相談(不動産の取引、契約など)

●相談日時

毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分

(相談時間一人30分間)

※予約制。毎月月初めから受け付け。

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8218 FAX 046-252-0220

広告

離婚・交通事故・借金・相続・労働・民事一般・刑事 相模大野法律事務所

■神奈川県弁護士会所属 ■ 弁護士 小谷 馨 / 弁護士 白澤 章子 / 弁護士 松浦 薫

まずはお気軽に ☎042-767-7104
お電話を!

(受付時間) 平日 午前9:00～午後5:30

土・日・祝・夜間
の相談も事前の予約で対応可能です

法律相談45分まで **5,500円**(税込)

ただし、借金の相談は初回無料です。
(R3.4現在)

<https://www.sagamionolaw.com>

相模大野駅南口から徒歩3分



分譲マンション相談（近隣問題や管理組合）

●相談日時

毎月第2金曜日 午後1時30分～4時30分
（相談時間一人60分間）

※予約制。毎月月初めから受け付け。前日までに予約。

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8218 FAX 046-252-0220

税理士相談（所得税、相続税、贈与税など）

●相談日時

1月、2月を除く月の第4金曜日 午後1時30分～4時30分
（相談時間一人30分間）

※予約制、開催する月の月初めから受け付け。

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8218 FAX 046-252-0220

人権相談（人権）

●相談日時

毎月第2火曜日 午後1時30分～4時（予約制）

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8087 FAX 046-252-0220

女性相談（DV相談）

●相談日時

毎週月曜～金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時15分（予約優先）

●場所

市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046-252-8483 FAX 046-252-0220

駐留軍離職者相談（駐留軍離職者の就職など）

●相談日時

毎月第3木曜日 午前10時～午後3時

●場所

ふれあい会館2階

担当 商工観光課 ☎046-252-7604 FAX 046-255-3550

障がい者就労支援相談

●相談日時

毎週月曜・火曜・木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時
（予約制）

●場所

市役所1階障がい福祉課

担当 障がい福祉課 ☎046-252-7132 FAX 046-252-7043

自立サポート相談（生活全般）

●相談日時

随時

●場所

市役所1階生活援護課

担当 生活援護課 ☎046-252-8566 FAX 046-252-7043

社会福祉士相談（成年後見制度など）

P55をご覧ください。

民生委員・児童委員による相談

福祉に関する相談に応じ、適切な関係機関につながります。

担当 福祉長寿課 ☎046-252-8247 FAX 046-255-3550

児童相談（子育て・児童に関する相談）

●相談日時

毎週月曜～金曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

●直通電話

☎046-252-8026

担当 子ども政策課 ☎046-252-8026 FAX 046-255-5080

広告



相模原南法律事務所

電話予約時
「座間市民便利帳を見た」で
初回相談料無料（30分）
※通常30分5,500円（税込）

まずはお電話ください
☎042-745-2051

受付：平日10時～18時（12時～13時を除く） 相模原市南区相模大野3-14-16第一足立ビル3F

私たちが相談にのります！
（神奈川県弁護士会所属）



齋藤 佐知子 弁護士 徳久 京子 弁護士 安永 佳代 弁護士

小田急線相模大野駅
北口徒歩2分



スターバックス
コービー
UNO
マクドナルド
北口
相模大野駅



ひとり親家庭相談（離婚・生活・貸付など）

●相談日時

毎週月曜～金曜日 午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分（予約制）

●場所

市役所2階子ども育成課

担当 子ども育成課 ☎046-252-7201 FAX 046-255-5080

就学相談（障がいのある子どもを対象とした就学）【電話相談】

●相談日時

毎週月曜～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

●場所

市役所5階教育指導課

担当 教育指導課 ☎046-252-8732 FAX 046-252-4311

子どもいじめホットライン（いじめに関する相談）【電話相談】

●相談日時

毎週月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時

●直通電話

☎046-259-2164

担当 教育研究所 ☎046-259-2164 FAX 046-252-4311

教育相談（子どもの教育）

●相談日時

毎週月曜～金曜日 午前10時～午後4時

●場所

市役所5階教育研究所

担当 教育研究所 ☎046-259-2164 FAX 046-252-4311

青少年相談（非行・不登校・ひきこもりなど）

●相談日時

月曜～金曜日（祝・休日を除く）午前9時～午後4時

●場所

青少年センター内青少年相談室
（立野台1-1-4） [マップ④A-5](#)

担当 青少年相談室 ☎046-256-0907 FAX 046-259-2163

市民一般相談（前記以外の内容）

●相談日時

毎週月曜～金曜日
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

●場所

市役所1階広聴人権課（電話相談可）

担当 広聴人権課 ☎046-252-8218 FAX 046-252-0220

県民相談

横浜駅近くのかながわ県民センター（☎045-312-1121）で相談を実施しています。

手話通訳者の配置

聴覚障がい者に対して、市役所内での通訳業務を行います。

●設置時間

毎週月曜～金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時（祝・休日は除く）

●配置場所

市役所1階障がい福祉課

担当 障がい福祉課 ☎046-252-7978 FAX 046-252-7043

相談

広告

登記申請・測量 エリアマップ5図 D-1

土地家屋調査士・司法書士

島村登記総合事務所

土地の面積や形状を明らかにしたい、土地を幾つかに分割したい、建物の新築増築を行った、不動産の相続や贈与、売買、会社の設立等の登記業務を承ります。

■座間市入谷西5-51-1 ■FAX:046-256-6653 ■営業時間/9:00～17:00
 ■定休日/土曜、日曜、祝日 ■E-mail:touki@shimamura.biz
 TEL:046-256-7166(土地家屋調査士)046-256-7165(司法書士)
 神奈川県土地家屋調査士会所属 神奈川県司法書士会所属

あり(3台)

毎月第2火曜日 13:30～15:30
 (5月・8月は休止)

不動産無料相談

要予約

9名の宅地建物取引士の資格を持つ相談員がサポートします!!

会場
 (公社)神奈川県宅地建物取引業協会 相模南支部
 相模原市南区相模大野3-17-18-401

まずはお電話ください
 ☎042-743-3276



広報・広聴・情報公開

広報

広報ざま

市が実施する事業や各種制度などをお知らせする広報ざまは、毎月1日と15日に新聞折り込み(朝日・読売・毎日・産経・東京・神奈川・日本経済)でお届けしています。新聞を購読していない場合は、駅やコンビニエンスストア、市公民館、コミュニティセンターなど市内に約91カ所ある配布場所で入手できます。

また、配布を希望する方(新聞購読世帯を除く)に対し戸別配布を実施しています。

●申込期間

随時

●申込方法

所定の申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、電話または直接担当へ

●申込専用電話

☎046-252-8684

●費用

無料

●その他

申し込みの際は、ポストなど配布場所の指定が必要



市ホームページ

この市民便利帳の内容をはじめ、各種制度のお知らせやイベントの開催情報などを掲載しています。この他図書館情報、防災情報、スポーツ施設予約、市議会中継なども利用できます。URL <https://www.city.zama.kanagawa.jp/>

申請書ダウンロードサービス

市に提出するさまざまな申請書などを、市ホームページから取得できます。記載事項や申請方法などを事前に確認できますので、ご利用ください。

➔市ホームページ左欄中段の「書式ダウンロード」から。

市LINE公式アカウント

市からの情報配信を受け取ることができる他、申請・予約・通報などのサービスを利用できます。

●アカウント名 @zama_city

市公式ツイッター

市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報などを配信しています。

●アカウント名 @Zama_City

●アカウントURL https://twitter.com/Zama_City

市公式チャンネル (YouTube)

インターネット上の動画共有サービスYouTube(ユーチューブ)で、市に関する動画を配信しています。

●チャンネル名 座間市公式チャンネル

担当 市政戦略課 ☎046-252-8321 FAX 046-255-5090

広聴

市長への提案

皆さんの意見や要望を市の施策に反映させるため、封書やがき、ファクス、インターネットによる「市長への提案」制度を設けています。市役所や各出張所などの公共施設に専用紙と封筒(料金受取人払い)を用意していますので、気軽にご利用ください。

また、インターネットの場合は、市ホームページから電子申請システムを利用になるか任意の書式で住所、氏名を記載し teian@city.zama.kanagawa.jpへ電子メールを送信してください。

担当 広聴人権課 ☎046-252-8146 FAX 046-252-0220

情報公開・個人情報保護

請求手続きなど詳しくは、担当へお問い合わせください。

情報公開

市が保有している行政情報について、文書の閲覧や写しの交付を請求できます。

個人情報保護

市が保有している個人情報について、その情報が適正に取り扱われるよう必要な事項を定めています。また、どなたでも自身の情報の開示を請求できます。

担当 文書法制課 ☎046-252-8144 FAX 046-255-3550

市民情報コーナー

市民情報コーナーには、市で発行している刊行物や国・県・他の市区町村の刊行物などが備えられており、自由に閲覧できます。この他にも、有償刊行物の販売もしています。



座間むかしむかし



座間を題材にした絵本



統計要覧



座間の文化財めぐりふるさとマップ

担当 広聴人権課 ☎046-252-8146 FAX 046-252-0220



寄附・基金

「ふるさと納税」は、皆さんが応援したい、貢献したいと思う「ふるさと」の地方公共団体に対して寄附をしていただくもので、その場合、寄附金の額を一定限度額まで住民税・所得税から控除する制度です。

市では、以下の基金を設立し、使途に定められた事業の推進のために寄附金を活用しています。

寄附金控除について（ふるさと納税分）

●寄附金控除の対象

対象は、地方公共団体に対する寄附金です。居住地・出身地などの限定はありません（座間市にお住まいの方が座間市に寄附することもできます）。

●寄附金控除対象額

地方公共団体に寄附された金額のうち、2千円を超える金額について個人住民税の所得割額の20パーセントを限度として所得税と併せて控除します。ふるさと納税ワンストップ特例制度（※1）を利用する場合は所得税分も含めて住民税から控除します。いずれの場合も総所得金額の30パーセントを超える額については対象となりません。

●寄附金控除を受けるための手続き

寄附を行った翌年の確定申告期間に、お住まいの住所地を管轄する税務署へ確定申告をする必要があります。また、住民税のみ課税される方、あるいは確定申告が不要な方は、お住まいの市区町村に寄附金控除の申告をする必要があります。なお、これらの税務申告の際には、寄附に係る領収書を添付する必要がありますので、大切に保管してください。

※1 給与所得者など、確定申告が不要の方が寄附した自治体に申告特例の申請書とマイナンバーカードの写し（両面）などを郵送することで確定申告不要で寄附金控除を受けることができる制度です。なお、医療費控除の追加など、確定申告を行う方は対象外です。

基金の種類

✔ ふるさとづくり基金

●使途

誇りあふれるふるさとづくりのための費用に充てます。具体的には、「郷土愛のはぐくみ」、「地域資源の発掘」、「すこやかで心豊かな生活」、「地球にやさしいまち」、「安全安心な生活」、「ざまりんによる市の魅力発信」、「未来を担う世代」の七つの分野の施策および、その他市長が必要と認める事業の推進費用に充てます。

担当 企画政策課 ☎ 046-252-8287 FAX 046-255-3550

✔ 交流親善基金

●使途

姉妹都市との交流など、国際および国内の交流親善を推進するための費用に充てます。

担当 渉外課 ☎ 046-252-8035 FAX 046-255-3550

✔ 地下水保全対策基金

●使途

水道水の約86パーセントを地下水に依存する座間市にとって、地下水は市民共有の財産とも言えます。地下水の保全と安定確保のための事業への費用に充てます。

担当 環境政策課 ☎ 046-252-8214 FAX 046-257-7743

✔ 低炭素社会推進基金

●使途

低炭素社会を実現するための費用に充てます。

担当 環境政策課 ☎ 046-252-7675 FAX 046-257-7743

✔ 地域福祉ふれあい基金

●使途

高齢者福祉や障がい者福祉など地域福祉事業の費用に充てます。

担当 福祉長寿課 ☎ 046-252-8247 FAX 046-255-3550

✔ まちづくり基金

●使途

まちづくりを推進する事業への費用に充てます。

担当 都市計画課 ☎ 046-252-7325 FAX 046-255-3550

✔ 緑地保全基金

●使途

座間市の豊かな緑を保全する事業への費用に充てます。

担当 公園緑政課 ☎ 046-252-7221 FAX 046-255-3550

✔ 交通対策基金

●使途

交通事故の犠牲者である遺児への修学金援助および道路補修などの交通安全施設の整備のための費用に充てます。

担当 道路課 ☎ 046-252-8564 FAX 046-255-3550

✔ 消防施設整備基金

●使途

消防施設・車両・資機材の整備や災害活動の充実強化の取り組みへの費用に充てます。

担当 消防総務課 ☎ 046-256-2212 FAX 046-256-2215

✔ 教育施設整備基金

●使途

各学校の改修工事など市立の学校施設や社会教育施設の整備のための費用に充てます。

担当 教育総務課 ☎ 046-252-8347 FAX 046-252-4311

✔ 奨学金基金

●使途

修学を奨励するため、高校進学資金の貸付事業への費用に充てます。

担当 教育総務課 ☎ 046-252-8347 FAX 046-252-4311





市議会・選挙

市議会

市議会は、22人(定数)の議員で構成し、市政の方針や予算など市民生活に関係する行政の重要な事項を審議・決定する議決機関です。議会は、年4回(3・6・9・12月)の定例会と必要に応じて臨時会を開催します。

本会議は全議員で構成しています。また、本会議では、議会の権限(可決・選挙・同意など)に関する全ての意思決定をしています。案件を効率よく、専門的に審議するため委員会を設けています。委員会には、常任委員会と特別委員会があります。常任委員会は常設の委員会で、本会議で付託した議案などを審査・調査します。また、特別委員会は、特定の事件について審査・調査するために必要があるときに設置します。

請願・陳情

請願・陳情は、市民の皆さんの意見や要望を市政に反映させるための制度です。市政についての意見や要望があるときは、いつでも誰でも請願・陳情を市議会へ提出することができます。請願を提出するには、市議会議員の紹介が必要です。陳情は、市議会議員の紹介がなくてもできます。

市議会だより

定例会の閉会后「座間市議会だより」を発行して、議会での決定事項や活動内容などをお知らせしています。

担当 議会事務局 ☎ 046-252-8872 FAX 046-252-8557

選挙

郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票(郵便等投票)の制度が利用できる方の条件

次のいずれかに該当する方が対象です。(令和3年6月現在)
※法改正により該当要件を変更する場合があります。

手帳などの種類	障がいの種類など	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1・3級
	免疫、肝臓の障がい	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

郵便等投票証明書

「郵便等投票」を利用する場合は、市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要となります。

郵便等投票証明書の発行は、該当する障がいなどに応じた「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」のいずれかを持参の上、市選挙管理委員会にある「郵便等投票証明書交付申請書」に本人または代理人が必要事項を記載し、市選挙管理委員会に提出してください。郵便等投票証明書の発行には、一週間程度かかります。なお、この証明は発行の日から7年間有効(要介護者は被保険者証の有効期限まで有効)です。

投票の方法

1. 選挙の日程が近づくと、市選挙管理委員会から郵便等投票証明書の発行を受けている方に、「不在者投票用紙等請求書」を送付します。この請求書に本人または代理人が必要事項を記載し、郵便等投票証明書と一緒に市選挙管理委員会へ郵送してください。

※請求期限は選挙期日(投票日)の4日前までになるので、早めに請求してください。

2. 不在者投票用紙などは、公示日または告示日以降に本人宛てに郵送します。

3. 不在者投票用紙の交付を受けた方は、直ちに自宅などで投票をし、投票用紙を「内封筒」に入れて封をし、さらにそれを「外封筒」に入れ封をしてください。

4. 外封筒の表面には、必ず投票した年月日と場所を記載し、氏名欄に署名してください。

5. 同封してある返送用の封筒に外封筒を入れて封をして、市選挙管理委員会へ郵送してください。

代理記載投票

郵便等投票を利用できる方のうち、一定の条件に該当する場合は、事前に代理人を指定する「代理記載投票」を利用することができます。

病院に入院中や入院予定の方または老人ホームなどに入所中の方の不在者投票

都道府県選挙管理委員会から不在者投票を行うことのできる施設として指定を受けている病院や老人ホームなどに入院または入所中の方は、その施設の中で投票ができます。

不在者投票用紙の請求は、施設長が選挙管理委員会に対して行いますので、事前に施設で事務を行っている職員に「不在者投票を行いたい」旨を申し出てください。なお、不在者投票を行う日時は施設によって異なりますので、早めに申し出てください。

担当 選挙管理委員会事務局 ☎ 046-252-8481 FAX 046-255-3550



にほんご・English・中文



にほんご

つぎの ^{こせきじゆうみんか}ときは しやくしょ 1かい 戸籍住民課 に てつづきに きてください。

- ひっこしを するとき
- けっこん/りこんを するとき
- こどもを うんだとき
- かぞくが しんでしまったとき

🔍 ぜいきんのしょうめいしょ

なまえ	ないよう	もらうばしょ	でんわ	おかね
かぜいしょうめいしょ 課税証明書	ぜいきんの きんがくの しょうめいしょ	しみんぜいか 市民税課(しやくしょ2かい)	046-252-8833	300えん (1まい)
のうぜいしょうめいしょ 納税証明書	ぜいきんを はらった しょうめいしょ	しゅうのうか 収納課(しやくしょ2かい)	046-252-8021	

※1がつ1にちに すんでいたところで もらえます。

※もらうときには ざいりゆうかーどや くるまの めんきょしょうが ひつようです。

にほんごを まなぶ

にほんでの せいかつには にほんごが たいせつです。
ざましの にほんごを まなべるところです。

なまえ	ばしょ	おかね
ざま 座間にほんご教室	きたちくぶんかせんたー 北地区文化センター, さーにぶれいすざま サニープレイス座間	1かい 100えん
たのしい日本語教室 にほんごきょうしつ	さーにぶれいすざま サニープレイス座間	むりょう
にほんごきーくる 日本語サークル「わ」	さーにぶれいすざま サニープレイス座間	1かい 100えん
にほんごぼらんでいあ 日本語ボランティア サークル「そら」	ひがしちくぶんかせんたー 東地区文化センター	むりょう

※きょうしつのあるひは でんわか まどぐちで きいてく
ださい。

➔ 座間市社会福祉協議会 ☎046-266-2002

🔍 にほんごきょうしつを さがす

「かながわにほんごきょうしつマップ」で ちかくの にほん
ごきょうしつを さがせます。

URL <http://www.kifjp.org/classroom/>

🔍 にほんごが まなべる さいと

「つながるひろがる にほんごでのくらし」
どうがで にほんごを まなべます。いろいろなくにのこ
ばでまなべます。

URL <https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>

ごみの わけかたと だしかた

にほんでは ごみを わけて すてます。ごみを だす 日
も きまっています。

ごみぶんべつあぶり「さんあーる(3R)」すまーとふおんを つ
かって ごみの わけかたと ごみを だす ひを しらべられ
ます。このあぶりは にほんご・えいご・ちゅうごくご・かんこく/
ちょうせんご・すぺいんご・ぼるとがるご・ふいりぴんごで つか
えます。



iOS用



Android用

びょういんにいくときのつうやく

ざましでは びょういんへの つうやくを はけんする せ
いどを しえんしています。つうやくを はけんできる びょう
いんは きまっています。こじんでの もうしこみは できない
ので くわしくは かながわけんないの びょういんに そうだ
んしてください。

URL <https://mickanagawa.web.fc2.com/>

たんとう
担当

ざましやくしょ しょうがい
座間市役所 渉外課 ☎046-252-8035

English

Resident registration

When you move, have a birth, get married or divorce, your family die, please come to Zama City Office(1st floor) Resident Registration Division.

✔ Tax certification

Certification	Detail	Place of Issue	Phone number	Charge
Certification of Taxation / Tax Exemption	Certification of the amount of tax you paid	Municipal Tax Division (2nd floor of Zama City Hall)	046-252-8833	¥300 per issue
Certification of Tax Payment	Certificate you paid tax	Tax Collection Division (2nd floor of Zama City Hall)	046-252-8021	

※If you live in Zama city on 1st of January, you can get these certifications in Zama city office.

※To get these certifications, please bring your identification such as residence card or driver's license.

Japanese language class in Zama City

Learning Japanese is important for living in Japan. Here are Japanese Language classes in Zama city.

Class	Place	Fee
Zama Nihongo Kyoushitsu	North district cultural center and Sunny Place Zama	¥100
Tanoshii Nihongo Kyoushitsu	Sunny Place Zama	Free
Nihongo Circle "Wa"	Sunny Place Zama	¥100
Nihongo Volunteer Circle "Sora"	East district cultural center	Free

For more information (dates of the class etc.) please ask below.

➔ Zama City Council of Social Welfare ☎046-266-2002

✔ Japanese language class in Kanagawa Prefecture

You can get information about Japanese language classes in Kanagawa Prefecture with "Kanagawa Nihongo Kyoushitsu map"

[URL http://www.kifjp.org/classroom/](http://www.kifjp.org/classroom/)

✔ Web site to learn Japanese

Tsunagaru Hirogaru Nihongodeno Kurashi

You can learn Japanese by video streaming service. This Web site is available in English, Chinese, Portuguese, Spanish, Vietnamese, Indonesian, Filipino, Nepalese and Khmer.

[URL https://tsunagarujp.bunka.go.jp/](https://tsunagarujp.bunka.go.jp/)

Sort and dispose of rubbish

In Japan before taking out rubbish, you have to sort them, and conform to the collection schedule. Rubbish sorting APP "Three R" gives you some information about how to sort rubbish and the collection schedule. This APP is available in Japanese, English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, and Filipino.



iOS用



Android用

Interpretation for visiting City Office or hospital

MIC Kanagawa

Zama city office supports to send the interpretation for visiting hospital. Because the hospital we can send the interpretation is limited, when you want to use the interpretation, please ask the hospital in Kanagawa prefecture.

[URL https://mickanagawa.web.fc2.com/](https://mickanagawa.web.fc2.com/)

Inquiries (about this page)

Zama city Secretarial International Affairs Division
☎046-252-8035



中文

居民登记

您们搬家时，生孩子时，结婚/离婚时，还有您们的家属逝世时，请必须到市政府1楼办理户籍住民课手续。

税款的证明书

证明书的种类	内容	签发的地方	联系方式	价格
课税证明书	纳税款的证明	市民税课(市政府2楼)	046-252-8833	3百日元
缴纳税证明书	缴纳税款的证明	收纳课(市政府2楼)	046-252-8021	

※如果您们在1月1日为止住在座间市的话，您们可以在座间市市政府领取这种证明书。

※为了领取这种证明书，请必须将居留卡，驾驶执照等身份证明带来。

学日语

在日本生活，日语是很重要的。以下都是在座间市能学日语的教室。

日语教室	地方	价格
座间日语教室	北地区文化中心， 座间市综合福利中心	一次课 一百日元
高兴的日语教室	座间市综合福利中心	免费
日语小组「WAJ」	座间市综合福利中心	一次课 一百日元
日语志愿者活动小组「SORA」	东地区文化中心	免费

※您们想查什么时候有日语教室的话，请您给座间市社会福利中心打电话。

➔ 座间市社会福利中心：☎046-266-2002

查找日语教室

在 神奈川県日语教室地图 您既可以找到附近的日语教室。

URL <http://www.kifjp.org/classroom/>

能学习日语的网站

外国居民的日语学习网站 融会贯通日语生活

可以用英语，中文，葡萄牙语，西班牙语，越南语，印度尼西亚语，菲律宾语，尼泊尔语，高棉语在视频上学习日语

URL <https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>

垃圾分类

在日本扔垃圾时，扔垃圾以前需要彻底分类。而且必要严守扔垃圾的规定日程。

用智能手机的APP“3R”，既可以找到垃圾分类的方法以及扔垃圾的居住地区的规定日程。这个APP能用日语，英语，中文，韩语，西班牙语，葡萄牙语，菲律宾语。



iOS用



Android用

在医院时的翻译

MIC Kanagawa

座间市协助派您去医院时的翻译。能派人的医院是限制的。因为私人不能预约这翻译，所以您想预约的时候，请您跟神奈川县内的医院商量。

URL <https://mickanagawa.web.fc2.com/>

咨询 (关于这页)

座间市涉外科 ☎ 046-252-8035